

【Master's program】

信州大学大学院 総合理工学研究科 修士課程

Graduate School of Science and Technology

学生便覧

Study handbook

2024年度入学生用（24FS）

< 繊維学専攻 >
先進纖維・感性工学分野
機械・ロボット工学分野
化学・材料分野
応用生物学分野

2024年度入学生用（24BS）

< 生命医工学専攻 >
生命工学分野
生体医工学分野

この学生便覧はあなたが修了するまで適応されます。

修了するまで保管してください。

目 次

1 教育・研究の理念と目標、カリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシー	
1-1 信州大学・総合理工学研究科の理念と目標	3
1-2 信州大学・総合理工学研究科の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」	4
1-3 繊維学専攻の「教育・研究の理念と目標」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」	6
1-4 生命医工学専攻の「教育・研究の理念と目標」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」	7
2 学修心得並びに授業科目一覧等	
2-1 繊維学専攻の学修心得・修士課程授業科目及び担当教員等	8
2-2 生命医工学専攻の学修心得・修士課程授業科目及び担当教員等	19
2-3 履修プロセス概念図「繊維学専攻」「生命医工学専攻」	21
2-4 大学院共通教育用科目について	27
2-5 教育職員免許上（専修免許）の取得方法について	28
2-6 特例の履修制度について	29
3 修士論文評価基準並びに学位論文等審査、最終試験及び修了判定実施要項等	
3-1 大学院総合理工学研究科の学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項	31
3-2 大学院総合理工学研究科修士論文評価基準	33
4 規則集、その他	
4-1 信州大学大学院学則	34
4-2 信州大学学位規程	53
4-3 信州大学大学院総合理工学研究科規程	57
4-4 学生の懲戒について	71
4-5 信州大学における授業の出席に関する要項	73
4-6 台風・大雪等における授業及び試験の取り扱いについて	74
4-7 進級に関する申合せ	77
4-8 「信大コンピテンシー」、「学修・教育におけるAI活用に関するガイドライン」	76

(注) ・ この学修便覧は、信州大学大学院総合理工学研究科修士課程の5専攻のうち、繊維学専攻、生命医工学専攻の2専攻分について示したものである。
・ なお、この「学生便覧」は修了するまで紛失することのないように保管すること。

1-1 信州大学・総合理工学研究科の理念と目標

【信州大学の理念】

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わるところであり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

【信州大学の目標】

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

(教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出し、その解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

(研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

(地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

(国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

【総合理工学研究科の理念と目標】

総合理工学研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な人材を育成するための教育・研究を推進します。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人を養成することを教育・研究の理念とします。

本研究科は、高度な専門知識・技術および周辺分野の課題にも対応した応用力・俯瞰力と批判的思考力をもつ高度専門職業人、創造性豊かな研究者、および環境調和社会を支える知的素養と倫理観を備えた人材を養成することを教育・研究目標とします。

1-2 信州大学・総合理工学研究科の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

信州大学大学院

信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

- 修士課程にあっては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
- 博士課程にあっては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。
- 専門職学位課程にあっては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。

総合理工学研究科

総合理工学研究科では、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

- 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
- 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度な専門知識と実践的技術力
- さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
- 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

信州大学大学院

<大学院課程における教育課程編成の方針>

- 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
- 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

<大学院課程における教育課程実施の方針>

- 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までに修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
- 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
- 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。

【評価方法】

- 講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。
 - 演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。
 - 授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。
- 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。

総合理工学研究科

総合理工学研究科は、高度専門職業人、研究者等に必要とされる高度な専門知識・技能、倫理観、実践力、情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、講義、演習、実験、実習等からなる専門性の高いカリキュラムを策定しています。カリキュラムの実施にあたってはコースワークから学位論文作成へ有機的につながる体系的な教育を行います。加えて、本研究科が幅広い学問分野により構成されているという利点を生かして、分野・専攻を超えた学際的な共通科目を設定することで、高い専門性と総合性のバランスを確保し、深い専門性と近傍分野における課題解決についての応用力や理工学系領域全体に対応する俯瞰力も養成します。

また、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。

【評価方法】

- ・講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。

- ・演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。

- ・授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。

修士学位論文審査体制を充実させ、厳格で透明な論文審査を行い修了判定を実施します。

1-3 繊維学専攻

「教育・研究の理念と目標」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

【繊維学専攻の教育・研究の理念と目標】

本専攻は、豊かな自然に抱かれた上田キャンパスにあり、衣・食・住の要である「繊維」に根ざした伝統的な科学技術を背景として、学際的先端技術のさらなる展開を図り、21世紀における文化創造科学技術を開拓するとともに、優れた人格と国際性を有し、未来を創造しうる、広い視野と高い能力を持つ技術者、高度専門職業人、研究者を養成します。

もって、地球環境と共生し、人類社会の発展と平和、福祉の向上に貢献します。この理念に基づき、社会および国際的に開かれた大学院として、学部で設定された教育目標をさらに深めるとともに、以下の能力を涵養し、研究の目標に掲げる諸分野の教育と学術研究の推進によって、高度専門職業人や研究者を養成します。

- ・深い体系的な基礎力
- ・実践的技術力・研究開発能力
- ・高度の専門的知識・能力
- ・広い視野と総合的判断力

本専攻は、さらに、広く社会人および海外からの留学生を積極的に受け入れ、専門的教育研究およびリフレッシュ教育を行います。

【繊維学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

繊維学専攻では、研究科および繊維学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野・ユニットごとに定められた修了判定基準に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 基礎科学に関連する総合的な自然科学分野の普遍的基礎学力、さらにそれを発展的に応用できる能力
2. 繊維科学に関連する学際・業界領域を切り拓く創造的能力
3. 専門分野において企画・管理等を行えるマネジメント能力

【繊維学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

繊維学専攻は、総合科学としての繊維科学をより深く学ぶための繊維工学、感性工学、機械ロボット工学、材料化学、繊維生物学などの専門的な知識を習得します。研究科共通科目の MOT 特論、産学連携特別講義などを履修することにより、経営・企画に関わるマネジメント能力、国際連携特別講義、繊維基礎科学などを履修することにより情報解析力、情報処理能力などを養います。

さらに、インターンシップ実習を履修することで実践能力を養います。

また、学際的視野を広げるために、修士論文作成や演習、特別実験などを通して、先端的な繊維研究ならびに境界領域の研究に触れ、研究の方法を発展させるとともに、自由な発想と柔軟な創造的能力を身につけます。

1-4 生命医工学専攻

「教育・研究の理念と目標」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

【生命医工学専攻の教育・研究の理念と目標】

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学連携により、学部の垣根を越えた実践型研究教育を実施し、異分野の研究者と大学院生が同じテーマで共に学ぶシステム（異分野融合教育・人と場所の流動型教育）を構築し、下記の社会に資する人材を育成します。

- ・稀有の実体験により、産学官連携研究を推進する特殊知識・技能をもつオーナーワン人材
- ・製品開発能力をもつ大学研究者・医学的知識をもつ企業研究者などの人材
- ・知的財産などを含めた産学官連携イノベーションマネジメントの専門人材
- ・レギュラトリーサイエンスの専門人材
- ・国際舞台で活躍する研究者

【生命医工学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

生命医工学専攻では、研究科および生命医工学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野ごとに定められた修了判定基準に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力

【生命医工学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学の学士課程で身につけた基礎的な科学技術の素養に基づき、健康・福祉・医療・創薬分野で活躍する高度専門職業人、研究開発者等に必要とされる高度な専門知識、実践的技術力、並びに情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を含む研究手法を身につけることを目標としています。これを達成するため、学士課程において未修得である生命医工学を学ぶ上で必要な医学・工学・生物学などの基礎を修得させる科目を用意するとともに、各専門分野の教育を行います。また、実践的教育を充実させるために、学内外の施設を利用したインターンシップを実施します。学位論文の作成を中心に、セミナー、講義、実験・実習・演習などからなるカリキュラムを策定しています。

2-1 総合理工学研究科修士課程 繊維学専攻の学修心得

●修了要件等

次のすべてを満たした場合に修了を認め、学位を授与する。

- ①「修士課程に原則 2 年以上在学※」
- ②「所定の科目から 30 単位以上を修得（履修要件の頁を参照）」
- ③「修士学位論文等審査及び最終試験に合格」

※研究科が優れた業績を上げたと認める者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

【学位の種類】

修士（工学）：先進繊維・感性工学分野、機械・ロボット学分野、化学・材料分野

修士（農学）：応用生物科学分野

【在学期間】

標準修業年限は 2 年。又、在学期間は修業年限の 2 倍を超えることができない。

【進級条件】

1 年次から 2 年次への進級判定はなく、12 ヶ月在学（休学・停学期間を除く）すれば進級する。

進級の時期は、4 月 1 日又は 10 月 1 日とする。

●履修及び研究計画と方法

学生は、科目の履修及び研究等に係る順序、範囲、総単位数等について、指導教員の指導を受けること。

- (1) 学生は、入学時に指導教員の指導に基づき、2 年間の履修及び研究計画を立てると共に**科目の履修及び研究計画書を学務係へ提出**するともに、定められた期間に**履修登録（キャンパス情報システム）**を行うこと。学年暦、時間割、シラバスの確認や履修登録方法は、別冊「履修案内」を参照すること。又、履修登録が完了したかどうかの確認までが学生の責任であるため、確認・訂正を怠らないこと。
- (2) 1 年次における履修単位数は、18～24 単位が望ましい。
- (3) 履修計画書の提出後に授業科目を変更する場合は、履修登録確認・訂正期間に変更を届出すること。
- (4) 各年度の 4 月～5 月に研究計画、2 月～3 月に研究報告を作成して学務係へ提出すること。

●履修要件～修了に必要な所定の単位数～

次項からの表 1、表 2 の履修要件表に基づき、30 単位以上を修得するものとする。

《繊維学専攻の全分野共通履修要件》

研究科共通科目「研究者倫理特別講義」必修 2 単位に加え、研究科共通科目「MOT 特論」、「产学連携特別講義」、「国際連携特別講義 I」、「国際連携特別講義 II」の 4 科目及び、専攻共通科目「繊維技術士特論」、「繊維系資格概論」の 2 科目、計 6 科目のうちから 2 单位を修得する。計 4 単位を修得した上で、分野別に以下のとおりそれぞれ 26 単位以上を修得し、合計 30 単位以上を修得する。

また、指導教員の研究指導等により、学部の授業科目を聴講させる場合があるが、単位認定はしない。

ただし、教職免許状取得のために履修する場合は、この限りではない。

●単位の認定

履修科目の試験は、学期末等に筆記試験、口頭試問、研究報告等によって行い、その合否は当該授業科目担当教員が決定する。

成績の評語は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。試験に合格した者には、所定の単位を与える。

●成績評価基準

	評語	評点	評価の基準
合格	秀 (S)	90-100	授業の達成目標から見て卓越している
	優 (A)	80-89	授業の達成目標から見て合格水準のかなり上にある
	良 (B)	70-79	授業の達成目標から見て合格水準のやや上にある
	可 (C)	60-69	授業の達成目標から見て合格水準にある
不合格	不可 (D)	50-59	授業の達成目標から見て合格水準に少し足りない
	不可 (F)	0-49	授業の達成目標から見て合格水準に届いていない

●成績に疑義がある場合

成績開示した日から1週間以内に纖維学部学務係窓口に申し出るか、根拠（シラバスの記載と違う評価である等）を持って、授業担当教員に申し出ること。帰省等により窓口に来ることができない場合は、「成績評価確認願」をキャンパス情報システムからダウンロードし、必要事項を記入の上、受付期間中に送付する。

●特例の履修制度

【留学に伴う計画的特例履修制度】

交流協定による交換留学により、標準修業年限内で修了が困難な1年次の学生を対象に、履修期間を最長1年間延ばすことができる制度。（2年次の学生及び長期履修を認められている学生は申請できない。）希望者は事前に制度が適用されるかどうかを学務係へ確認すること。

【長期履修制度】

職業を有している社会人学生を対象とする制度。修学の便宜と授業料の軽減を図るために、2年間の授業料で最長4年間在学することができる。希望者は、原則として入学前の申請を要するが、入学後1年次でも12月末日（10月入学者は6月末日）までは学務係で申請を受け付ける。

●その他

- (1) 授業の出席について・・学生は、履修する授業の全ての回に出席することを基本とする。授業に出席できない場合の学修の補充については「信州大学における授業の出席に関する要項」に基づき対応する。申出書等の詳細はキャンパス情報システムに掲載。詳細は別冊「履修案内」を参照。
- (2) 出席停止について・・学生が新型コロナウィルス感染症、インフルエンザ等の学校保健安全法施行規則第18条に規定する学校において予防すべき感染症にかかった又はかかった疑いがある場合は、感染症拡大防止のため、「信州大学における学校保健安全法に基づく出席停止に関する要項」に基づき、「出席停止」となります。詳細は別冊「履修案内」を参照。

《先進繊維・感性工学分野》

先進繊維工学ユニット、感性工学ユニットの学生は、履修要件表(表1)と所属ユニットの授業科目及び担当教員表(表2)を確認し、合計30単位以上を修得すること。

先進繊維・感性工学分野の履修要件

a：研究科共通科目「研究者倫理特別講義」必修2単位に加え、研究科共通科目「MOT特論」、「産学連携特別講義」、「国際連携特別講義Ⅰ」、「国際連携特別講義Ⅱ」の4科目及び、専攻共通科目「繊維技術士特論*1」、「繊維系資格概論*1」の2科目、計6科目のうちから2単位を修得し、合計4単位を修得する。

b：「a」の4単位を修得した上で、所属ユニットの必修科目12単位、分野共通の必修科目2単位、所属ユニットの選択講義科目10単位に加え、繊維学専攻の全分野の講義科目から2単位以上を修得する。

表1

【履修要件表】

履修要件 a	研究科共通科目		専攻共通科目	小計 (a-1)+(a-2)
	必修	選択		
	研究者倫理 特別講義	M O T 特論 産学連携特別講義 国際連携特別講義Ⅰ 国際連携特別講義Ⅱ	繊維技術士特論*1 繊維系資格概論*1	
	2単位	2単位		
	a-1	a-2		

履修要件 b	分野共通科目	ユニット科目		繊維学専攻の全分 野の講義科目 *2	小計 (b-1)+(b-2) +(b-3)+(b-4)
	必修	必修	選択 講義科目		
	2単位	12単位	10単位	2単位	
	b-1	b-2	b-3	b-4	

合計	履修要件a + 履修要件b			30単位 以上
----	---------------------	--	--	------------

*1受講者多数の場合、人数制限（抽選）を実施することがあります。

*2所属ユニット選択講義科目10単位（b-3）を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位（a-2）を超えて修得した科目を含む

表1と表2の色分けは対応しています。

表2

【織維学専攻 先進織維・感性工学分野 先進織維工学ユニット 授業科目及び担当教員(2024年度入学生用)】

科目区分	表1 対応	履修登録コード	授業科目名	単位数	授業形態 必修 選択	対象学年・学期			担当教員 (非):非常勤講師等	備考	英文授業科目名	教免区分	
						1年[2024年度]		2年[2025年度]					
						前期	後期	通年	前期	後期	通年		
研究科共通科目	a-1	SS107500	大学院と社会	2	講義	○		○		李 敏 (高等教育センター教員)	集中・オンライン	Graduate Education and Society	
		BS108500	臨床医学概論	2	講義		○		○	植村健 他	オンライン	Introduction to Clinical Medicine	
		SS110500	科学技術政策特論	2	講義		○			研究科長 他	オムニバス、隔年開講(2024開講)、オンライン 博士課程早期履修制度対象科目(詳細はシラバス参照)	Science and Technology Policy	
		TS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	2	演習	○		○		杉原 伸宏	オンライン・集中・未定	Practical theory of Tech Venture at Shinshu University	
	a-2	FS109500	研究者倫理特別講義	2	講義		○		○	研究科長 他	オンラインe-Learning	Special Course on Research Integrity	
		FS102500	MOT特論	2	講義		○		○	上野 巧(非) 他	集中	Advanced Management of Technology	
		FS103500	産学連携特別講義	2	講義	○		○		村上 泰 他		Special Course on Research & Development of Fiber/Textile Products in Industries	
		FS104500	国際連携特別講義 I	1	講義		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture I	
		FS105500	国際連携特別講義 II	1	講義		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture II	
		FS201500	織維技術士特論*1	2	講義		○		○	斎藤 磐雄(非) 他	集中	Topics in Textile Consultants	
専攻共通科目	b-1	FS204500	織維系資格概論*1	2	講義		○		○	森川 英明 他	集中	Qualification for Textile Business	
		FSA02500	マーケティング特論	2	講義	○		○	○	森川 英明		Advanced Theory of Marketing	
		FSA01500	織維感性工学特論	2	講義	○		○		分野長 他	オムニバス	Advanced Textile and Kansei Engineering	
分野共通科目	履修要件外	FSA03500	English Presentation	2	演習	○		○		HONYWOOD MICHAEL		English Presentation	
先進織維工学ユニット科目	b-3	FSB01500	織維材料学特論	2	講義	○		○		富澤 錬		Advanced Fiber Material	専工
		FSB03500	テキスタイルデザイン特論	2	講義	○		○		丸 弘樹		Advanced Textile Design	専工
		FSB04500	先進織維システム管理学特論	2	講義	○				森川 英明	2025年度の開講未定	Advanced Statistics for Textile Engineering	専工
		FSB05500	インテリア工学特論	2	講義		○			木村 裕和(非)	2025年度の開講未定	Advanced Interior Engineering	専工
		FSB06500	先進織維計測学特論	2	講義	○		○		児山 祥平		Instrumentation and Measurement Engineering for Textile Industry	専工
		FSB07500	織維信号解析学特論	2	講義	○		○		金井 博幸		Signal Analysis and Processing for Textile Engineering	専工
		FSB09500	織維文化財学特論	2	講義		○		○	金 慶孝		Textile Cultural Assets and their Conservation Science	専工
		FSB18500	スマートテキスタイル特論	2	講義	○		○		ZHU Chunhong		Advances in Smart textiles	専工
	b-2	FSB10500	先進織維工学演習 I	1	演習	○				ユニット長 他		Seminar on Advanced Textile Engineering I	
		FSB11500	先進織維工学演習 II	1	演習		○			ユニット長 他		Seminar on Advanced Textile Engineering II	
		FSB12600	先進織維工学演習 III	1	演習			○		ユニット長 他		Seminar on Advanced Textile Engineering III	
		FSB13600	先進織維工学演習 IV	1	演習				○	ユニット長 他		Seminar on Advanced Textile Engineering IV	
		FSB14500	先進織維工学特別実験 I	2	実験	○				ユニット長 他		Experiment in Advanced Textile Engineering I	
		FSB15500	先進織維工学特別実験 II	2	実験		○			ユニット長 他		Experiment in Advanced Textile Engineering II	
		FSB16600	先進織維工学特別実験 III	2	実験			○		ユニット長 他		Experiment in Advanced Textile Engineering III	
		FSB17600	先進織維工学特別実験 IV	2	実験				○	ユニット長 他		Experiment in Advanced Textile Engineering IV	
b-4 *2	織維学専攻の全分野の講義科目		講義										

2年次の担当教員等は変更する場合がある。

*1受講者多数の場合、人数制限(抽選)を実施することがあります。

*2所属ユニット選択講義科目10単位(b-3)を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目(a-2)を超えて修得した科目を含む

表2 【繊維学専攻 先進繊維・感性工学分野 感性工学ユニット 授業科目及び担当教員（2024年度入学生用）】

科目区分	表1対応	履修登録コード	授業科目名	単位数	授業形態	対象学年・学期				担当教員 (非):非常勤講師等	備考	英文授業科目名	教免区分		
						1年(2024年度)		2年(2025年度)							
						前期	後期	通年	前期	後期	通年				
研究科共通科目	a-1	SS107500	大学院と社会	2	講義	○		○		○		李 敏 (高等教育センター教員)	集中・オンライン	Graduate Education and Society	
		BS108500	臨床医学概論	2	講義	○		○		○		植村健 他	オンライン	Introduction to Clinical Medicine	
		SS110500	科学技術政策特論	2	講義	○						研究科長 他	オムニバス、隔年開講(2024開講)、オンライン 博士課程早期履修制度対象科目(詳細はシラバス参照)	Science and Technology Policy	
		TS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	2	演習	○		○		○		杉原 伸宏	オンライン・集中・未定	Practical theory of Tech Venture at Shinshu University	
	a-2	FS109500	研究者倫理特別講義	2	講義		○		○		○	研究科長 他	オンラインe-Learning	Special Course on Research Integrity	
		FS102500	MOT特論	2	講義		○		○		○	上野 巧(非) 他	集中	Advanced Management of Technology	
		FS103500	産学連携特別講義	2	講義	○		○		○		村上 泰 他		Special Course on Research & Development of Fiber/Textile Products in Industries	
		FS104500	国際連携特別講義Ⅰ	1	講義		○		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture I	
		FS105500	国際連携特別講義Ⅱ	1	講義		○		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture II	
		FS201500	繊維技術士特論 ^{*1}	2	講義		○		○		○	斎藤 磐雄(非) 他	集中	Topics in Textile Consultants	
専攻共通科目	b-4	FS204500	繊維系資格概論 ^{*1}	2	講義		○		○		○	森川 英明 他	集中	Qualification for Textile Business	
		FSA02500	マーケティング特論	2	講義	○		○		○		森川 英明		Advanced Theory of Marketing	
		b-1	FSA01500	繊維感性工学特論	2	講義	○		○		○	分野長 他	オムニバス	Advanced Textile and Kansei Engineering	
分野共通科目	b-4	FSA03500	English Presentation	2	演習	○		○		○		HONYWOOD MICHAEL		English Presentation	
		FSC01500	製品生理学特論	2	講義	○		○		○		吉田 宏昭		Applied Physiology for evaluating consumer products	
	b-3	FSC02500	感性計測特論	2	講義	○		○		○		上條 正義		Advanced Kansei Measurement	
		FSC03500	感性デザイン特論	2	講義	○		○		○		長尾 幸郎		Advanced Kansei Design	
		FSC05500	感性情報工学特論	2	講義		○		○			休講		Advanced Kansei Information Engineering	
		FSC06500	知能情報学特論	2	講義		○		○			休講		Advanced Intelligent Information Systems	
		FSC09500	感性繊維化学特論	2	講義	○		○		○		田中 稔久		Advanced Kansei Fiber Chemistry	
		FSC12500	衣服工学特論	2	講義	○		○		○		金 灵屋		Advanced Clothing Technology	
		FSC21500	身体運動科学特論	2	講義	○		○		○		吉武 康栄		Applied Physiology and Kinesiology	
		FSC22500	環境人間工学特論	2	講義	○		○		○		佐古井 智紀		Environmental Ergonomics	
感性工学ユニット科目	b-2	FSC23500	衣環境学特論	2	講義	○		○		○		堀場 洋輔		Advanced Clothing Environmental Science	
		FSC13500	感性工学演習Ⅰ	1	演習	○		○		○		ユニット長 他		Advanced Seminar on Kansei Engineering I	
		FSC14500	感性工学演習Ⅱ	1	演習	○		○		○		ユニット長 他		Advanced Seminar on Kansei Engineering II	
		FSC15600	感性工学演習Ⅲ	1	演習		○		○			ユニット長 他		Advanced Seminar on Kansei Engineering III	
		FSC16600	感性工学演習Ⅳ	1	演習		○		○			ユニット長 他		Advanced Seminar on Kansei Engineering IV	
		FSC17500	感性工学特別実験Ⅰ	2	実験	○		○		○		ユニット長 他		Advanced Experiment in Kansei Engineering I	
		FSC18500	感性工学特別実験Ⅱ	2	実験	○		○		○		ユニット長 他		Advanced Experiment in Kansei Engineering II	
		FSC19600	感性工学特別実験Ⅲ	2	実験		○		○			ユニット長 他		Advanced Experiment in Kansei Engineering III	
		FSC20600	感性工学特別実験Ⅳ	2	実験		○		○			ユニット長 他		Advanced Experiment in Kansei Engineering IV	
履修要件外	FSC24500	インターンシップ実習		1	実習		○		○		○	ユニット長 他			
	FSC25500			2	実習		○		○		○		Internship Training		
b-4 *2	繊維学専攻の全分野の講義科目		講義												

2年次の担当教員等は変更する場合がある。 *1受講者多数の場合、人数制限(抽選)を実施することがあります。

*2所属ユニット選択講義科目10単位(b-3)を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目(a-2)を超えて修得した科目を含む。

《機械・ロボット学分野》

機械・ロボット学分野の学生は、履修要件表（表1）と機械・ロボット学分野の授業科目及び担当教員表（表2）を確認し、合計30単位以上を修得すること。

機械・ロボット学分野の履修要件

a：研究科共通科目「研究者倫理特別講義」必修2単位に加え、研究科共通科目「MOT特論」、「产学連携特別講義」、「国際連携特別講義Ⅰ」、「国際連携特別講義Ⅱ」の4科目及び、専攻共通科目「繊維技術士特論*1」、「繊維系資格概論*1」の2科目、計6科目のうちから2単位を修得し、合計4単位を修得する。

b：「a」の4単位を修得した上で、機械・ロボット学分野の必修科目12単位、分野の選択講義科目10単位、繊維学専攻の全分野の講義科目から4単位以上を修得する。

表1

【履修要件表】

履修要件 a	研究科共通科目		専攻共通科目	小計 (a-1)+(a-2)
	必修	選択	選択	
	研究者倫理 特別講義	M O T 特論 産学連携特別講義 国際連携特別講義Ⅰ 国際連携特別講義Ⅱ	繊維技術士特論*1 繊維系資格概論*1	
	2単位	2単位		
	a-1	a-2		

履修要件 b	分野科目		繊維学専攻の全分野の 講義科目 *2	小計 (b-1)+(b-2) +(b-3)
	必修	選択 講義科目		
	12単位	10単位	4単位	
	b-1	b-2	b-3	26単位

合計	履修要件a + 履修要件b	30単位 以上
----	---------------------	------------

*1受講者多数の場合、人数制限（抽選）を実施することがあります。

*2分野選択講義科目10単位（b-2）を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位（a-2）を超えて修得した科目を含む

表1と表2の色分けは対応しています。

表2 【織維学専攻 機械・ロボット学分野 授業科目及び担当教員（2024年度入学生用）】

科目区分	表1 対応	履修登録 コード	授業科目名	単位数 必修 選択 状況	対象学年・学期				担当教員 (非):非常勤講師等	備考	英文授業科目名	教免区分		
					1年[2024年度]		2年[2025年度]							
					前期	後期	通年	前期	後期	通年				
研究科共通科目	a-1	SS107500	大学院と社会	2	講義	○		○		李 敏 (高等教育センター教員)	集中・オンライン	Graduate Education and Society		
		BS108500	臨床医学概論	2	講義		○		○	植村健 他	オンライン	Introduction to Clinical Medicine		
		SS110500	科学技術政策特論	2	講義		○			研究科長 他	オムニバス、隔年開講(2024開講)、オンライン博士課程早期履修制度対象科目(詳細はシラバス参照)	Science and Technology Policy		
		TS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	2	演習	○		○		杉原 伸宏	オンライン・集中・未定	Practical theory of Tech Venture at Shinshu University		
	a-1	FS109500	研究者倫理特別講義	2	講義		○		○	研究科長 他	オンラインe-Learning	Special Course on Research Integrity		
	a-2	FS102500	MOT特論	2	講義		○		○	上野 巧(非) 他	集中	Advanced Management of Technology		
		FS103500	産学連携特別講義	2	講義	○		○		村上 泰 他		Special Course on Research & Development of Fiber/Textile Products in Industries		
		FS104500	国際連携特別講義 I	1	講義		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture I		
		FS105500	国際連携特別講義 II	1	講義		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture II		
		FS201500	織維技術士特論 ^{*1}	2	講義		○		○	斎藤 磐雄(非) 他	集中	Topics in Textile Consultants		
		FS204500	織維系資格概論 ^{*1}	2	講義		○		○	森川 英明 他	集中	Qualification for Textile Business		
専攻共通科目	b-2	FSD01500	ナノ融合材料学特論	2	講義	○		○	金 翼水			Material Science and Nano Fusion Technology	専工	
		FSD02500	複合材料力学特論	2	講義	○		○	鮑 力民			Advanced Mechanics of Composite Materials	専工	
		FSD04500	振動解析学特論	2	講義	○		○	夏木 俊明			Vibration Analysis of Mechanical Systems	専工	
		FSD21500	熱流体工学特論	2	講義	○		○	若月 薫			Thermal and Fluid Engineering	専工	
		FSD08500	ロボット工学特論	2	講義	○		○	河村 隆			Advanced Robotics	専工	
		FSD10500	非線形制御特論	2	講義	○		○	休講			Nonlinear Systems and Control		
		FSD22500	計算製造工学特論	2	講義	○		○	梅館 拓也			Engineering of Computational Fabrication	専工	
		FSD23500	電子デバイス材料学特論	2	講義	○		○	渡辺 健太郎			Advanced Electronic Materials		
		FSD24500	安全工学特論	2	講義	○		○	秋山 靖博			Advanced Safety Engineering	専工	
		FSD25500	サステナブル工学特論	2	講義	○		○	施 建			Advanced Sustainable Engineering	専工	
機械・ロボット学分野科目	b-1	FSD11500	機械・ロボット学演習 I	1	演習	○			分野長 他			Seminar on Mechanical Engineering and Robotics I		
		FSD12500	機械・ロボット学演習 II	1	演習	○			分野長 他			Seminar on Mechanical Engineering and Robotics II		
		FSD13600	機械・ロボット学演習 III	1	演習			○	分野長 他			Seminar on Mechanical Engineering and Robotics III		
		FSD14600	機械・ロボット学演習 IV	1	演習			○	分野長 他			Seminar on Mechanical Engineering and Robotics IV		
		FSD15500	機械・ロボット学特別実験 I	2	実験	○			分野長 他			Advanced Experiments on Mechanical Engineering and Robotics I		
		FSD16500	機械・ロボット学特別実験 II	2	実験	○			分野長 他			Advanced Experiments on Mechanical Engineering and Robotics II		
		FSD17600	機械・ロボット学特別実験 III	2	実験			○	分野長 他			Advanced Experiments on Mechanical Engineering and Robotics III		
		FSD18600	機械・ロボット学特別実験 IV	2	実験			○	分野長 他			Advanced Experiments on Mechanical Engineering and Robotics IV		
		FSD19500	インターンシップ実習	1	実習		○		分野長			Internship Training		
		FSD20500		2	実習		○							
b-3 *2	織維学専攻の全分野の講義科目		講義											

2年次の担当教員等は変更する場合がある。

*1受講者多数の場合、人数制限(抽選)を実施することがあります。

*2分野選択講義科目10単位(b-2)を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位(a-2)を超えて修得した科目を含む

《化学・材料分野》

化学・材料分野の学生は、履修要件表(表1)と化学・材料分野の授業科目及び担当教員表(表2)を確認し、合計30単位以上を修得すること。

化学・材料分野の履修要件

a：研究科共通科目「研究者倫理特別講義」必修2単位に加え、研究科共通科目「MOT特論」、「产学連携特別講義」、「国際連携特別講義Ⅰ」、「国際連携特別講義Ⅱ」の4科目及び、専攻共通科目「繊維技術士特論*1」、「繊維系資格概論*1」の2科目、計6科目のうちから2単位を修得し、合計4単位を修得する。

b：「a」の4単位を修得した上で、化学・材料分野共通の必修科目12単位、化学・材料分野の選択講義科目12単位、繊維学専攻の全分野の講義科目から2単位以上を修得する。

表1

【履修要件表】

履修要件 a	研究科共通科目		小計 (a-1)+(a-2)
	必修	選択	
	研究者倫理 特別講義	M O T 特論 産学連携特別講義 国際連携特別講義Ⅰ 国際連携特別講義Ⅱ	繊維技術士特論*1 繊維系資格概論*1
	2単位	2単位	
	a-1	a-2	

履修要件 b	分野科目		繊維学専攻の全分野の講 義科目 *2	小計 (b-1)+(b-2) +(b-3)
	必修	選択 講義科目		
	12単位	12単位	2単位	
	b-1	b-2	b-3	26単位

合計	履修要件a + 履修要件b	30単位 以上
----	---------------------	------------

*1受講者多数の場合、人数制限（抽選）を実施することがあります。

*2分野選択講義科目12単位（b-2）を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位（a-2）を超えて修得した科目を含む

表1と表2の色分けは対応しています。

表2 【繊維学専攻 化学・材料分野 授業科目及び担当教員 (2024年度入学生用)】

科 目 区 分	表1 対応	履修登録 コード	授業科目名	単位数 必 修 選 択	授 業 形 態	対象学年・学期			担当教員 (非):非常勤講師等	備考	英文授業科目名	教 免 区 分		
						1年[2024年度]		2年[2025年度]						
						前期	後期	通年	前期	後期	通年			
研究科	a-1	SS107500	大学院と社会	2	講義	○			○		李 敏 (高等教育センター教員)	集中・オンライン	Graduate Education and Society	
		BS108500	臨床医学概論	2	講義		○			○	植村健 他	オンライン	Introduction to Clinical Medicine	
		SS110500	科学技術政策特論	2	講義		○				研究科長 他	オンライン 博士課程早期履修制度対象科目(詳細はシラバス参照)	Science and Technology Policy	
		TS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	2	演習	○			○		杉原 伸宏	オンライン・集中・未定	Practical theory of Tech Venture at Shinshu University	
共通科目	a-2	FS109500	研究者倫理特別講義	2	講義		○		○		研究科長 他	オンラインe-Learning	Special Course on Research Integrity	
		FS102500	MOT特論	2	講義		○			○	上野 巧(非) 他	集中	Advanced Management of Technology	
		FS103500	産学連携特別講義	2	講義	○			○		村上 泰 他		Special Course on Research & Development of Fiber/Textile Products in Industries	
		FS104500	国際連携特別講義 I	1	講義		○			○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture I	
		FS105500	国際連携特別講義 II	1	講義		○			○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture II	
		FS201500	繊維技術士特論*1	2	講義		○			○	齊藤 磐雄(非) 他	集中	Topics in Textile Consultants	
専攻共通科目	b-1	FS204500	繊維系資格概論*1	2	講義		○		○		森川 英明 他	集中	Qualification for Textile Business	
		FSE01500	化学・材料演習 I	1	演習	○					分野長 他		Seminar on Chemistry and Materials I	
		FSE02500	化学・材料演習 II	1	演習		○				分野長 他		Seminar on Chemistry and Materials II	
		FSE03600	化学・材料演習 III	1	演習			○			分野長 他		Seminar on Chemistry and Materials III	
		FSE04600	化学・材料演習 IV	1	演習				○		分野長 他		Seminar on Chemistry and Materials IV	
		FSE05500	化学・材料特別実験 I	2	実験	○					分野長 他		Experiment in Advanced Chemistry and Materials I	
		FSE06500	化学・材料特別実験 II	2	実験		○				分野長 他		Experiment in Advanced Chemistry and Materials II	
		FSE07600	化学・材料特別実験 III	2	実験			○			分野長 他		Experiment in Advanced Chemistry and Materials III	
分野共通科目	b-2	FSE08600	化学・材料特別実験 IV	2	実験				○		分野長 他		Experiment in Advanced Chemistry and Materials IV	
		FSE10500	反応化学特論 I	1	講義	○			○		浅尾 直樹、藤本 哲也	有機化学基礎	Advanced Organic Reaction Chemistry I	専理
		FSE11500	反応化学特論 II	1	講義	○			○		藤本 哲也、西井 良典	有機化学基礎	Advanced Organic Reaction Chemistry II	専理
		FSE12500	分子化学特論 I	1	講義		○		○		市川 結	分子機能創成P関連	Advanced Molecular Chemistry I	専理
		FSE13500	分子化学特論 II	1	講義			○			休講	分子機能創成P関連	Advanced Molecular Chemistry II	専理
		FSE14500	構造化学特論 I	2	講義	○			○		西村 智貴、佐藤 高彰、森 正悟	物理化学基礎	Advanced Structural Chemistry I	専理
		FSE15500	構造化学特論 II	1	講義	○			○		木村 睦	無機化学基礎	Advanced Structural Chemistry II	専理
		FSE16500	構造化学特論 III	1	講義	○			○		服部 義之	無機材料化学(分子機能+マテリアル)	Advanced Structural Chemistry III	専理
		FSE17500	構造化学特論 IV	1	講義	○			○		杉本 渉	無機材料化学(分子機能+マテリアル)	Advanced Structural Chemistry IV	専理
		FSE18500	構造化学特論 V	1	講義		○		○		佐野 航季、小嶋 隆幸	無機材料化学(分子機能+マテリアル)	Advanced Structural Chemistry V	専理
		FSE19500	機能化学特論 I	1	講義	○			○		宇佐美 久尚	マテリアル創成P関連	Advanced Functional Chemistry I	専理
		FSE20500	機能化学特論 II	1	講義	○			○		平田 雄一	マテリアル創成P関連	Advanced Functional Chemistry II	専理
		FSE21500	機能化学特論 III	1	講義	○			○		寺本 彰	生命科学P関連	Advanced Functional Chemistry III	専理
		FSE22500	機能化学特論 IV	1	講義	○			○		大川 浩作	生命科学P関連	Advanced Functional Chemistry IV	専理
		FSE23500	機能化学特論 V	1	講義	○			○		村井 一喜	高分子科学P関連	Advanced Functional Chemistry V	専理
		FSE24500	機能化学特論 VI	1	講義		○		○		荒木 潤	高分子科学P関連	Advanced Functional Chemistry VI	専理
		FSE25500	高分子学特論 I	1	講義	○			○		高坂 泰弘	高分子科学P関連	Advanced Polymer Science I	専理
		FSE26500	高分子学特論 II	1	講義	○			○		渡邊 真志	高分子科学P関連	Advanced Polymer Science II	専理
		FSE27500	高分子学特論 III	1	講義	○			○		後藤 康夫	高分子科学P関連	Advanced Polymer Science III	専理
		FSE28500	高分子学特論 IV	1	講義	○			○		小山 俊樹、鈴木 正浩	高分子科学P関連	Advanced Polymer Science IV	専理
		FSE29500	化学工学特論 I	1	講義	○			○		嶋田 五百里、高橋 伸英	化学工学基礎	Advanced Chemical Engineering I	専理
		FSE30500	化学工学特論 II	1	講義	○			○		高橋 伸英、長田 光正	環境化学工学P関連	Advanced Chemical Engineering II	専理
		FSE31500	化学工学特論 III	1	講義	○			○		福長 博、嶋田 五百里	環境化学工学P関連	Advanced Chemical Engineering III	専理
		FSE32500	化学工学特論 IV	1	講義	○			○		長田 光正、福長 博	環境化学工学P関連	Advanced Chemical Engineering IV	専理
b-3 *2	繊維学専攻の全分野の講義科目		講義											

*2次の担当教員等は変更する場合がある。

*1受講者多数の場合、人数制限(抽選)を実施することがあります。

*2分野選択講義科目12単位(b-2)を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位(a-2)を超えて修得した科目を含む

《応用生物科学分野》

応用生物科学分野の学生は、履修要件表（表1）と応用生物科学分野の授業科目及び担当教員表（表2）を確認し、合計30単位以上を修得すること。

応用生物科学分野の履修要件

a : 研究科共通科目「研究者倫理特別講義」必修2単位に加え、研究科共通科目「MOT特論」、「産学連携特別講義」、「国際連携特別講義Ⅰ」、「国際連携特別講義Ⅱ」の4科目及び、専攻共通科目「繊維技術士特論*1」、「繊維系資格概論*1」の2科目、計6科目のうちから2単位を修得し、合計4単位を修得する。表1と表2の色分けは対応しています。

b : 「a」の4単位を修得した上で、応用生物科学分野の必修科目12単位、分野の選択講義科目12単位及び、繊維学専攻の全分野の講義科目から2単位以上を修得する。

表1

【履修要件表】

履修要件 a	研究科共通科目			小計 (a-1)+(a-2)
	必修	選択	選択	
研究者倫理 特別講義	M O T 特論 産学連携特別講義 国際連携特別講義Ⅰ 国際連携特別講義Ⅱ	繊維技術士特論*1 繊維系資格概論*1		
2単位	2単位			4単位
a-1	a-2			

履修要件 b	分野科目		繊維学専攻の全分野の 講義科目 *2	小計 (b-1)+(b-2) +(b-3)
	必修	選択 講義科目		
12単位	12単位	2単位		
b-1	b-2	b-3		26単位

合計	履修要件a + 履修要件b	30単位 以上
----	---------------------	------------

*1受講者多数の場合、人数制限（抽選）を実施することがあります。

*2分野選択講義科目12単位（b-2）を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位（a-2）を超えて修得した科目を含む

表1と表2の色分けは対応しています。

表2 【繊維学専攻 応用生物科学分野 授業科目及び担当教員 (2024年度入学生用)】

科目区分	表1対応	履修登録コード	授業科目名	単位数	授業形態 必修選択	対象学年・学期			担当教員 (非):非常勤講師等	備考	英文授業科目名	教免区分	
						1年(2024年度)		2年(2025年度)					
専攻共通科目		SS107500	大学院と社会	2	講義	○		○		李 敏 (高等教育センター教員)	集中・オンライン	Graduate Education and Society	
		BS108500	臨床医学概論	2	講義		○		○	植村健 他	オンライン	Introduction to Clinical Medicine	
		SS110500	科学技術政策特論	2	講義		○			研究科長 他	オムニバス、隔年開講(2024開講)、オンライン 博士課程早期履修制度対象科目(詳細はシラバス参照)	Science and Technology Policy	
		TS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	2	演習	○		○		杉原 伸宏	オンライン・集中・未定	Practical theory of Tech Venture at Shinshu University	
	a-1	FS109500	研究者倫理特別講義	2	講義		○	○		研究科長 他	オンラインe-Learning	Special Course on Research Integrity	
	a-2	FS102500	MOT特論	2	講義		○		○	上野 巧(非) 他	集中	Advanced Management of Technology	
		FS103500	産学連携特別講義	2	講義	○		○		村上 泰 他		Special Course on Research & Development of Fiber/Textile Products in Industries	
		FS104500	国際連携特別講義 I	1	講義		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture I	
		FS105500	国際連携特別講義 II	1	講義		○		○	学務委員長 他	英語・集中・未定	International Collaboration Lecture II	
		FS201500	繊維技術士特論 ^{*1}	2	講義		○		○	斎藤 磯雄(非) 他	集中	Topics in Textile Consultants	
		FS204500	繊維系資格概論 ^{*1}	2	講義		○		○	森川 英明 他	集中	Qualification for Textile Business	
応用生物科学分野科目	b-1	FSJ27500	応用生物科学演習 I	1	演習	○				分野長 他		Seminar on Applied Biology I	
		FSJ28500	応用生物科学演習 II	1	演習		○			分野長 他		Seminar on Applied Biology II	
		FSJ29600	応用生物科学演習 III	1	演習			○		分野長 他		Seminar on Applied Biology III	
		FSJ30600	応用生物科学演習 IV	1	演習				○	分野長 他		Seminar on Applied Biology IV	
		FSJ31500	応用生物科学特別研究 I	2	実験	○				分野長 他		Advanced Experiments in Applied Biology I	
		FSJ32500	応用生物科学特別研究 II	2	実験		○			分野長 他		Advanced Experiments in Applied Biology II	
		FSJ33600	応用生物科学特別研究 III	2	実験			○		分野長 他		Advanced Experiments in Applied Biology III	
		FSJ34600	応用生物科学特別研究 IV	2	実験				○	分野長 他		Advanced Experiments in Applied Biology IV	
	b-2	FSJ37500	応用生態学特論	2	講義	○		○		平林 公男	集中	Topics in Applied Ecology	専理
		FSJ03500	保全環境学特論	2	講義	○		○		森脇 洋		Topics in Environment Conservation	専理
		FSJ04500	農産製造学特論	2	講義	○		○		堀江 智明	集中	Topics in Production of Agricultural Products	
		FSJ05500	資源微生物学特論	2	講義	○		○		山本 博規	集中	Topics in Resource Microbiology	
		FSJ06500	応用微生物学特論	2	講義	○		○		小笠原 寛	集中	Topics in Applied Microbiology	専理
		FSJ07500	応用昆虫学特論	2	講義	○		○		白井 孝治	集中	Topics in Applied Entomology	
		FSJ08500	発生生物学特論	2	講義	○		○		塩見 邦博	集中	Topics in Developmental Biology	専理
		FSJ38500	蛋白質工学特論	2	講義	○		○		新井 亮一		Topics in Protein Engineering	専理
		FSJ11500	家畜生産学特論	2	講義	○		○	○	保地 貞一	集中	Topics in Animal Production	
		FSJ12500	蚕利用学特論 I	1	講義	○		○		梶浦 善太		Topics in silkworm applied biology and technology I	
		FSJ13500	蚕利用学特論 II	1	講義	○		○		梶浦 善太		Topics in silkworm applied biology and technology II	
		FSJ15500	植物工学特論	2	講義	○		○		田口 悟朗		Topics in Plant Biotechnology	
		FSJ16500	細胞生物学特論	2	講義	○		○		野村 隆臣	集中	Topics in Cell Biology	専理
		FSJ17500	シルク加工利用学特論	2	講義	○		○	○	橋本 朋子		Topics in Silk Processing	
		FSJ18500	分子育種学特論 I	1	講義	○		○		野川 優洋		Topics in Molecular Breeding I	
		FSJ19500	分子育種学特論 II	1	講義	○		○		野川 優洋		Topics in Molecular Breeding II	
		FSJ20500	生体材料学特論	2	講義	○		○	○	根岸 淳		Topics in Biomaterial	
		FSJ21500	育種工学特論	2	講義	○		○		林田 信明		Topics in Plant Breeding Technology	
		FSJ22500	ゲノム機能工学特論	2	講義	○		○		松村 英生	集中	Topics in Functional Genomics	専理
		FSJ39500	生殖生物学特論	2	講義	○		○	○	高島 誠司	集中	Topics in reproductive medicine and biology	
		FSJ40500	繊維状蛋白質特論	2	講義	○		○	○	矢澤 健二郎	集中	Topics in Fibrous Protein	
		FSJ26500	応用生物科学特論	2	講義		○			分野長 他	集中	Topics in Applied Biology	
履修要件外	FSJ35500 FSJ36500	インターナンシップ実習	1 2	実習		○		○	○	分野長		Internship Training	
		b-3 *2	繊維学専攻の全分野の講義科目	1	講義								

2年次の担当教員等は変更する場合がある。

*1受講者多数の場合、人数制限(抽選)を実施することがあります。

*2分野選択講義科目10単位(b-2)を超えて修得した科目、履修要件内の研究科共通科目と専攻共通科目2単位(a-2)を超えて修得した科目を含む

2-2 総合理工学研究科修士課程 生命医工学専攻の修了要件と履修方法について

1. 修了要件

修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することです。

ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を上げたと認めた場合には、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとなっています。

2. 履修方法

生命医工学専攻では、以下のとおりです。履修計画は指導教員の先生と良く相談したうえで、立てるようにしてください。

【生命工学分野】

講義 6 単位（研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目 4 単位、生命工学分野の必修科目 2 単位を含む）、演習 4 単位（生命工学分野の必修科目）、特別実験 8 単位（生命工学分野の必修科目）を含む計 30 単位以上を修得する。

【生体医工学分野】

- (1) 講義 8 単位（研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目 4 単位、生体医工学分野の必修科目 2 単位と選択科目 2 単位以上を含む）、演習 4 単位（生体医工学分野の必修科目）、特別実験 8 単位（生体医工学分野の必修科目）を含む計 30 単位以上を修得する。
- (2) 研究テーマに関する学外研究発表活動を行う。ただし、特別な事情がある場合は、別に評価する。

<修了に必要な単位等>

分野	講義	演習	実験	実習	合計	その他
生命工学分野	必修 6 単位	必修 4 単位	必修 8 単位	—	30 単位 以上	—
	自由単位 12 単位以上					
生体医工学分野	必修・選 択必修 8 単位	必修 4 単位	必修 8 単位	—	30 単位 以上	研究テーマに 関する学外研究發 表活動を行う
	自由単位 10 単位以上					

- 講義科目的履修に当たって、自分の所属分野の選択科目から 8 単位以上、修得することが望ましい。
- 「工学基礎」「生物学基礎」について
両科目は異分野融合である生命医工学を学ぶ上で必要な基礎的内容を学ぶ科目です。
「工学基礎」は、生命医工学に関する研究を行う上で必要な情報科学の基礎を、「生物学基礎」は、学士課程までで学んでこなかった学生に生物学の基礎を身に付けてもらうための科目です。学士課程までの学習歴を踏まえて、指導教員と相談の上、履修をしてください。

2024年度 総合理工学研究科生命医工学専攻 開講科目一覧

科目区分	履修登録コード	授業科目の名称	配当年次	開講期	曜日・時限	単位数		授業形態			担当教員	教職課程認定科目	備考	
						必修	選択	自由	講義	演習	実験			
研究科共通科目	FS102500	MOT特論	1・2	通年	集中	2		○				上野巧 他		上田キャンパス開講・集中
	FS103500	産学連携特別講義	1・2	前期	金・3	2		○				村上泰 他		上田キャンバス開講
	FS104500	国際連携特別講義I	1・2	通年	集中	2		○				学務委員長 他		英語・集中・未定
	FS105500	国際連携特別講義II	1・2	通年	集中	2		○				学務委員長 他		英語・集中・未定
	BS107500	大学院と社会	1・2	前期	集中・不定期	2		○				李 敏		オンライン
	BS108500	臨床医学概論	1・2	後期	金・4	2		○				植村健 他		オンライン
	BS109500	研究者倫理特別講義	1・2	前期	集中・不定期	2		○				研究科長 他		オンラインe-Learning
	BS110500	科学技術政策特論	1・2	後期	後期(前半) 木・3-4	2		○				研究科長 他		オムニバス、隔年開講(2024開講)、オンライン 博士課程早期履修制度対象科目(詳細はシラバス参照)
	TS116500	大学発技術系ベンチャー実践論	1・2	前期	集中・不定期	2	2		○			杉原 伸宏		オンライン・集中・未定
専攻共通科目	BS201500	医療倫理学・社会医工学	1・2	前期	集中・不定期	2		○				植村、杉原、齋藤、森、西村、玉井		2024遠隔開講認定
	BS202500	工学基礎	1	前期	金・4	2		○				阿部		2024遠隔開講認定
	BS203500	生物学基礎		前期	火・1	2		○				羽二生	○	2024遠隔開講認定
	BS272502	行政・企業インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期	2				○	学生・教務委員長			
	BS272500	行政・企業インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期	4				○	学生・教務委員長			
	BS272501	行政・企業インターンシップ研修	1・2	不定期	集中・不定期	6				○	学生・教務委員長			
生命工学分野	BSB01500	生命工学特論	1	前期	水・1	2		○				天野、小西、鏡味、片岡、保坂、水野、伊原、米倉、富岡、阿部、入枝、梅澤、諸白	○	オムニバス 2024遠隔開講認定
	BSB02500	先進応用生命科学特論	1・2	後期(前半)	火・1、2	2		○				鏡味、保坂、米倉、諸白	○	オムニバス 2024遠隔開講認定
	BSB03500	生命情報科学特論	1・2	前期(前半)	木・1、2	2		○				小西、伊原、富岡、入枝、梅澤	○	オムニバス 2024遠隔開講認定
	BSB04500	先進生命化学特論	1・2	前期	月・1	2		○				天野、水野	○	共同 2024遠隔開講認定
	BSB05500	分子生物科学特論	1・2	前期	集中	2		○				片岡	○	2024遠隔開講認定
	BSB51500	学外特別講義A	1・2	不定期	集中・不定期	2		○				学生・教務委員長		
	BSB52500	学外特別講義B	1・2	不定期	集中・不定期	2		○				学生・教務委員長		
	BSB815**	生命工学演習 I	1	通年	不定期	2			○			研究指導教員		
	BSB825**	生命工学演習 II	2	通年	不定期	2			○			研究指導教員		
	BSB915**	生命工学特別実験 I	1	通年	不定期	4			○			研究指導教員		
	BSB925**	生命工学特別実験 II	2	通年	不定期	4			○			研究指導教員		
生体医工学分野	BSD01500	生体医工学特論	1	前期	水・2	2		○				小林、齋藤、杉本、山口、秋山、小閑、羽二生、森山、中橋、青野、竹内、照月、岩本、植村、田原	○	2024遠隔開講認定
	BSD04500	生体流体力学特論	1・2	後期	金・2	2		○				小林	○	2024遠隔開講認定
	BSD05500	生体マイクロデバイス特論	1・2	前期	金・1	2		○				秋山	○	2024遠隔開講認定
	BSD06500	生体情報システム学特論	1・2	後期	水・2	2		○				小閑	○	2024遠隔開講認定
	BSD08500	動物行動学特論	1・2	後期	水・3	2		○				森山	○	2024遠隔開講認定
	BSD09500	生体材料学特論	1・2	前期	火・2	2		○				竹内	○	2024遠隔開講認定
	BSD10500	バイオメカニクス特論	1・2	前期	集中	2		○				杉本	○	2024遠隔開講認定
	BSD11500	生体応答学特論	1・2	後期	金・1	2		○				羽二生、植村、齋藤	○	2024遠隔開講認定
	BSD12500	生体計測学特論	1・2	後期	木・2	2		○				山口	○	2024遠隔開講認定
	BSD13500	組織工学特論	1・2	後期	金・3	2		○				中橋	○	2024遠隔開講認定
	BSD14500	ロボット制御学特論	1・2	後期	火・4	2		○				岩本	○	2024遠隔開講認定
	BSD15500	生物機械工学特論	1・2	後期	月・2	2		○				青野	○	2024遠隔開講認定
	BSD16500	生体電子工学特論	1・2	後期	水・4	2		○				田原	○	2024遠隔開講認定
	BSD17500	バイオハイブリッドロボティクス特論	1・2	後期	月・4	2		○				照月	○	2024遠隔開講認定
	BSD51500	学外特別講義A	1・2	不定期	集中・不定期	2		○				学生・教務委員長		
	BSD52500	学外特別講義B	1・2	不定期	集中・不定期	2		○				学生・教務委員長		
	BSD815**	生体医工学演習 I	1	通年	不定期	2			○			研究指導教員		
	BSD825**	生体医工学演習 II	2	通年	不定期	2			○			研究指導教員		
	BSD915**	生体医工学特別実験 I	1	通年	不定期	4			○			研究指導教員		
	BSD925**	生体医工学特別実験 II	2	通年	不定期	4			○			研究指導教員		

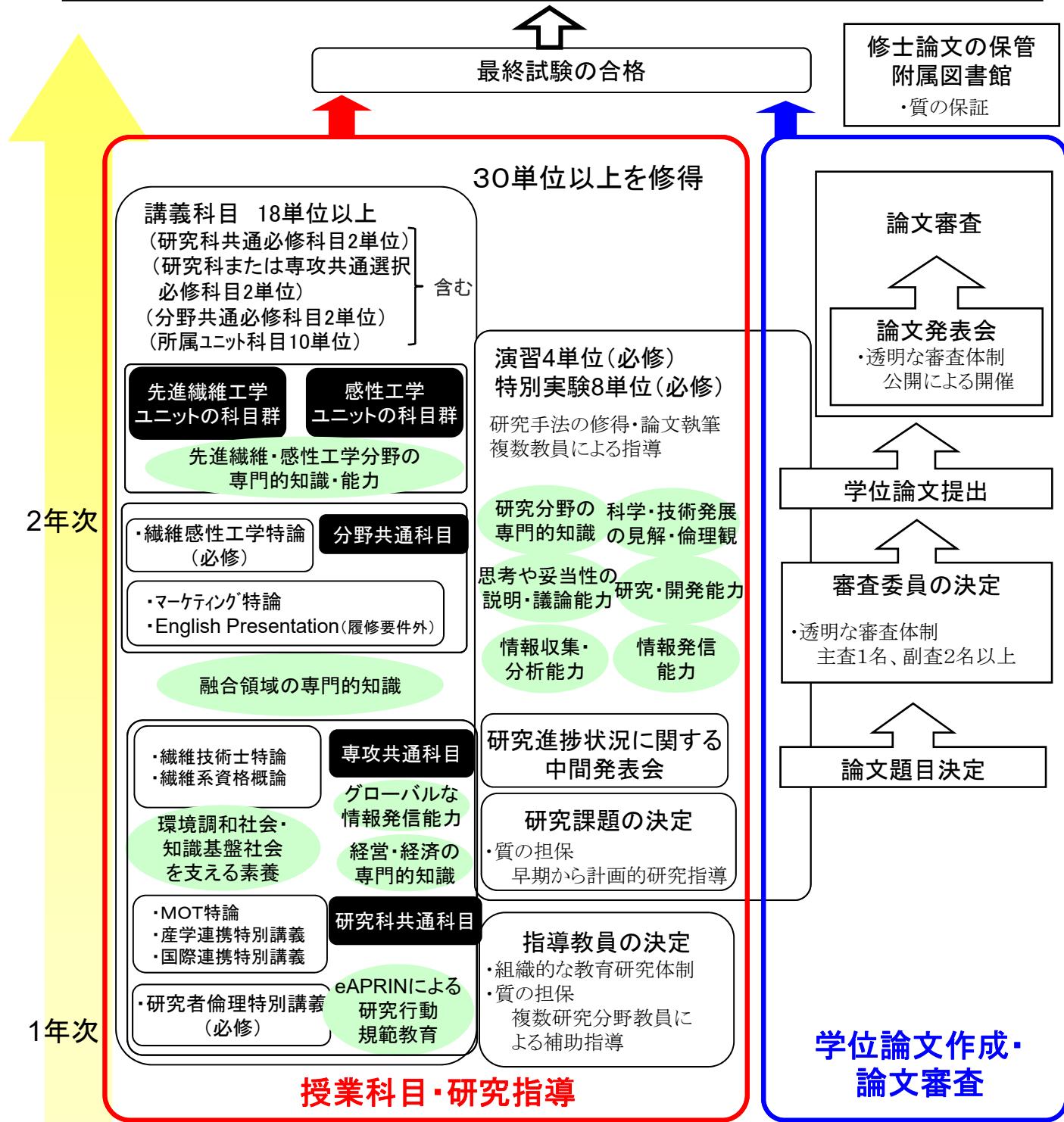
※ 生体医工学分野 演習 I、II 特別実験 I、II 履修登録コード下2桁の内訳

6 3 小林俊一	6 7 秋山佳丈	7 2 竹内あかり	7 7 植村 健
6 4 齋藤直人	6 8 小閑道彦	7 4 中橋浩康	7 8 田原 祐助
6 5 杉本光公	7 0 羽二生久夫	7 5 岩本憲泰	7 9 照月 大悟
6 6 山口昌樹	7 1 森山徹	7 6 青野光	

先進纖維・感性工学分野の履修プロセス概念図

工学の基礎を理解したうえで、繊維工学および感性工学に関する高度な専門知識に基づいて問題を分析し解決する能力を持つ人材

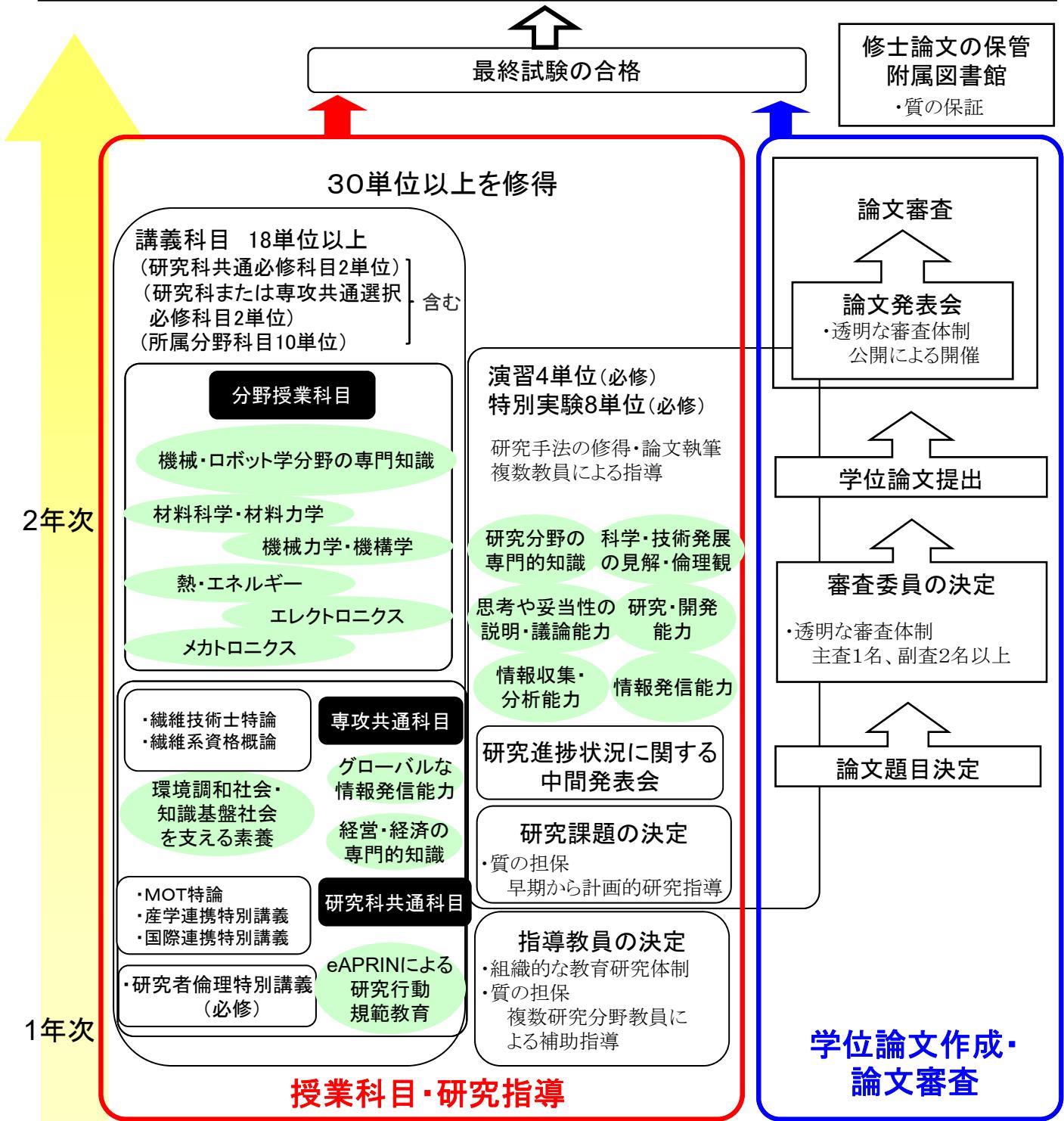
修士(工学) 学位授与



1. 大学等において能動的に学び、十分な基礎学力と緻密な思考力を身に付けている人
 2. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に高い意欲を持って取り組む人
 3. 世界をリードする先進的科学・技術を担う研究者、あるいは複雑・高度な諸課題に専門性を持つて貢献できる高度専門職業人を目指す人

機械・ロボット学分野の履修プロセス概念図

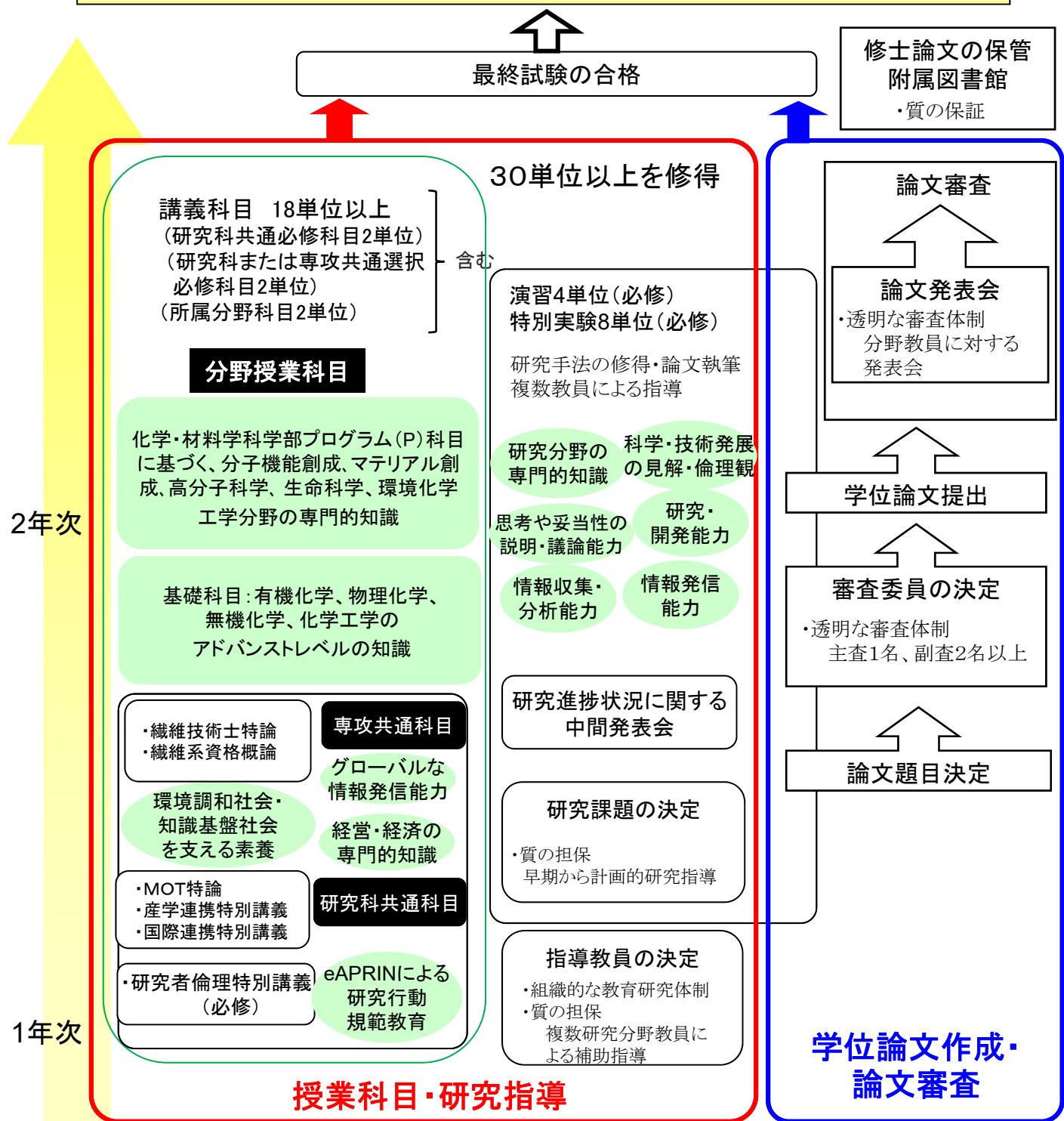
「機械・ロボット学」を柱とする横断的な専門知識を持ち
課題解決に向けて自主的・継続的に学習・計画・実行できる能力を持つ人材
修士(工学) 学位授与



1. 大学等において能動的に学び、十分な基礎学力と緻密な思考力を身に付けている人
2. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に高い意欲を持って取り組む人
3. 世界をリードする先進的科学・技術を担う研究者、あるいは複雑・高度な諸課題に専門性を持って貢献できる高度専門職業人を目指す人

化学・材料分野の履修プロセス概念図

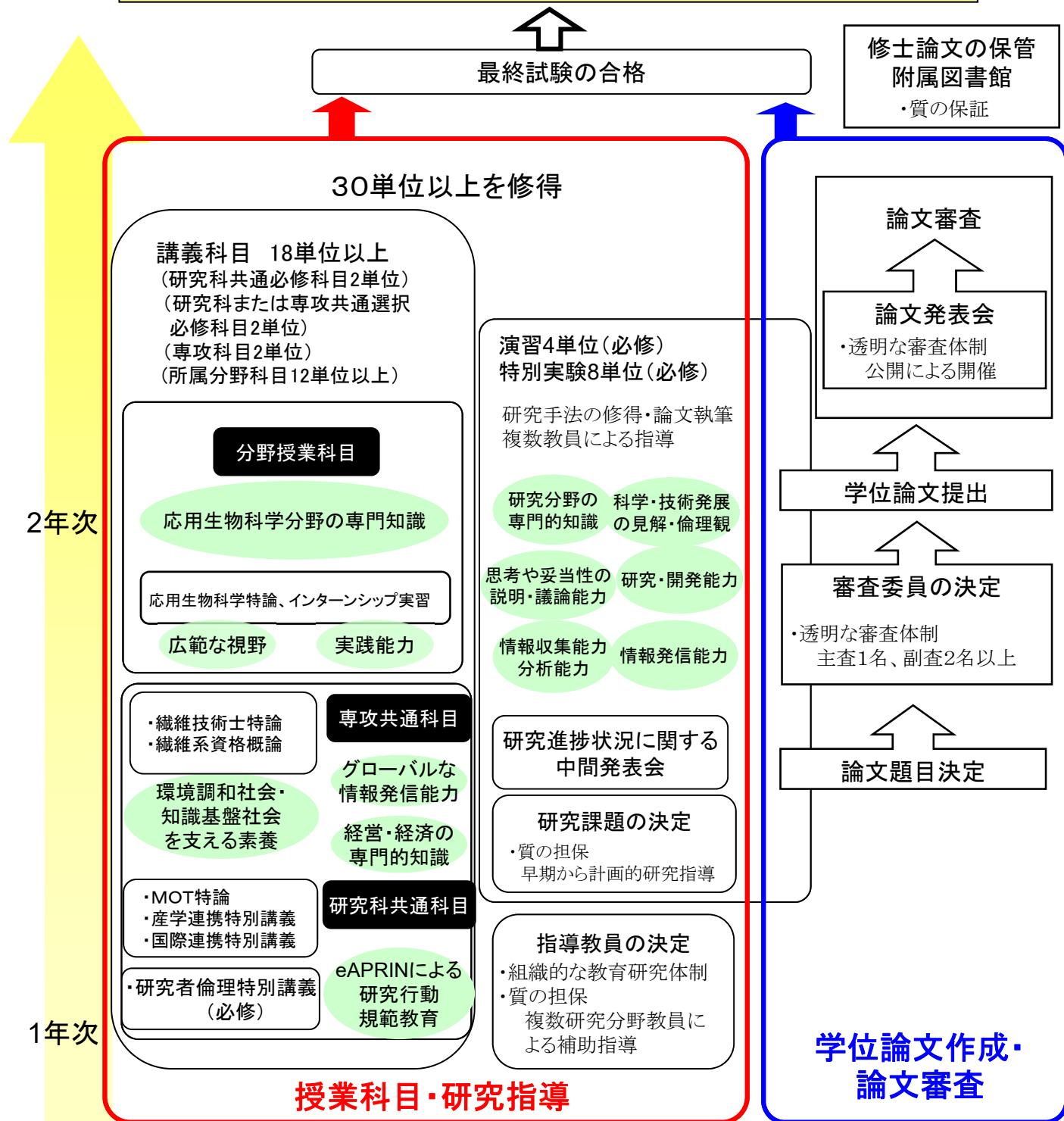
化学と材料を中心に据えつつ 技術イノベーションを見据えた幅広い観点から 研究開発をおこなえる人材 **修士(工学) 学位授与**



1. 大学等において能動的に学び、十分な基礎学力と緻密な思考力を身に付けている人
 2. 科学・技術の基礎のあるいは応用的研究に高い意欲を持って取り組む人
 3. 世界をリードする先進的科学・技術を担う研究者、あるいは複雑・高度な諸課題に専門性を持つて貢献できる高度専門職業人を目指す人

応用生物科学分野の履修プロセス概念図

応用生物科学に関する高度な専門知識と技術を具備し、生命科学、環境保全、食糧生産などの人類が直面する諸課題に対応することができる人材 修士(農学) 学位授与

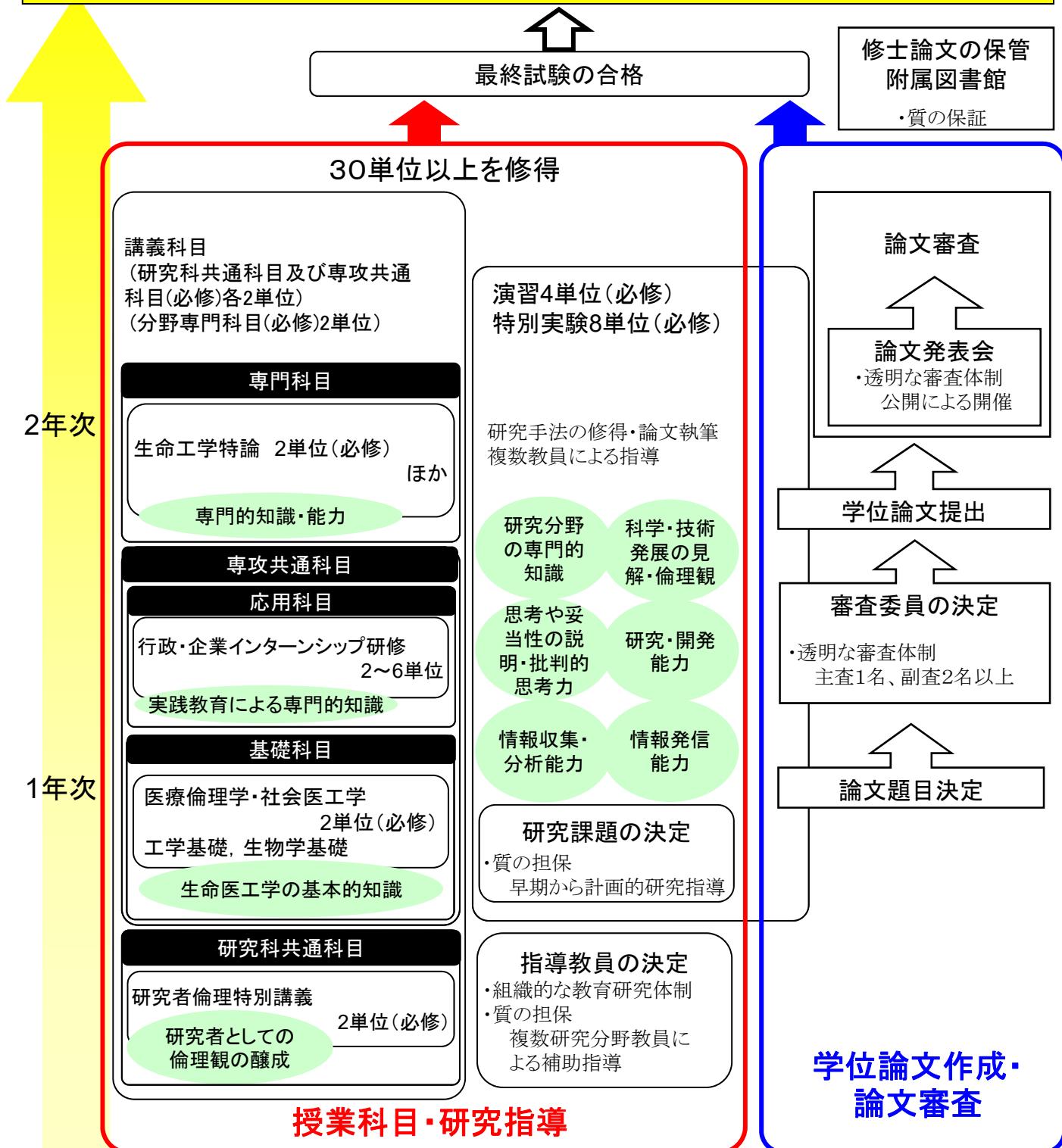


1. 大学等において能動的に学び、十分な基礎学力と緻密な思考力を身に付けている人
 2. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に高い意欲を持って取り組む人
 3. 世界をリードする先進的科学・技術を担う研究者、あるいは複雑・高度な諸課題に専門性を持つて貢献できる高度専門職業人を目指す人

総合理工学研究科生命医工学専攻(生命工学分野) 履修プロセス概念図

- ・健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
 - ・環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
 - ・さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
 - ・深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力
- 以上の能力を有する人材

『修士(医工学)』学位授与

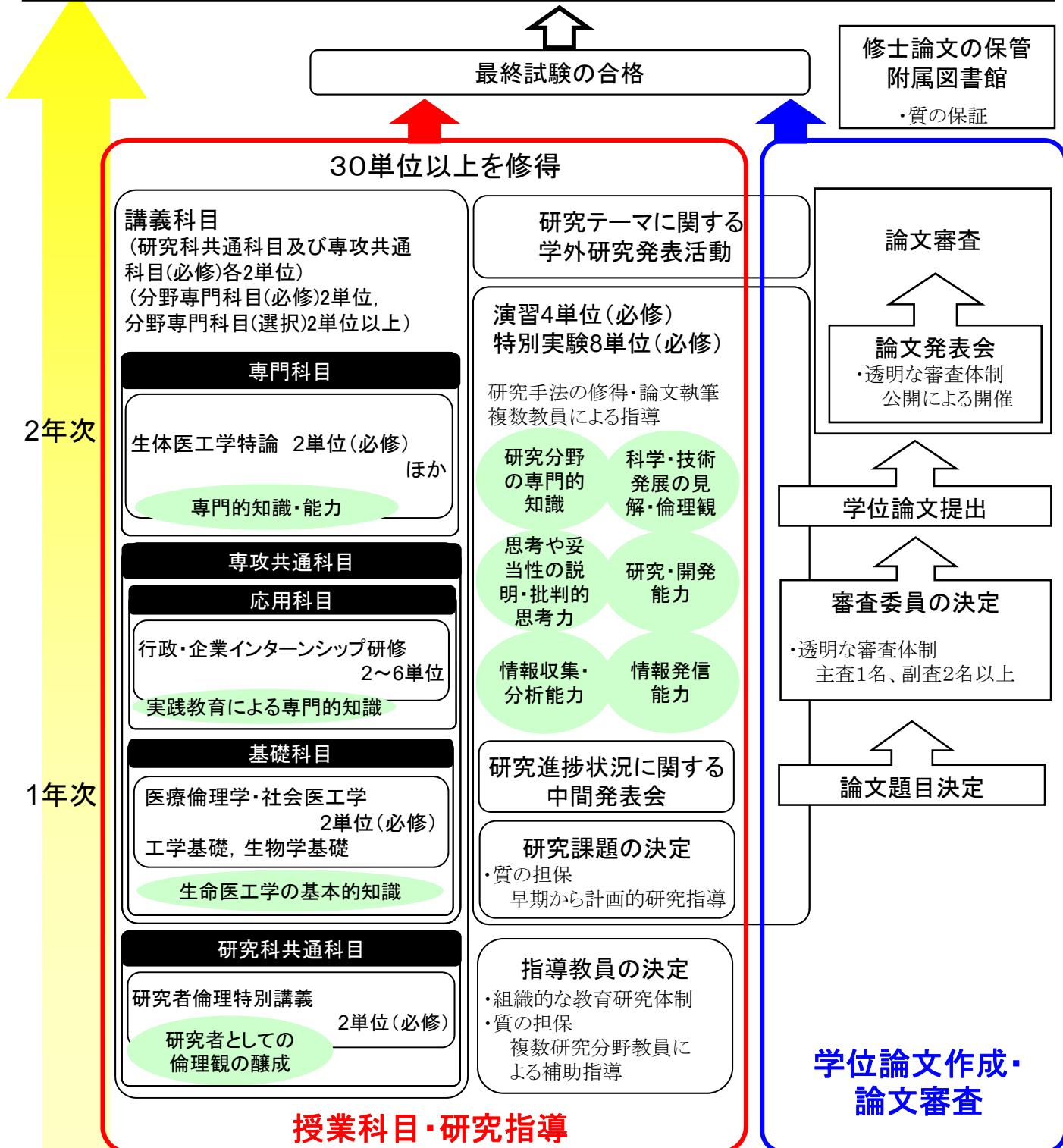


- 1.大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人
- 2.健康・医療・福祉・創薬分野の基礎のあるいは応用的研究に高い意欲をもって取り組む人
- 3.科学技術を担う研究者あるいは高度専門職業人として社会をリードするとともに、その技術と知識を持って国際社会に貢献する意欲を持つ人
- 4.科学技術の発展が社会にもたらす影響について十分に考え、社会及び自然環境に配慮したものづくりを目指す人

総合理工学研究科生命医工学専攻(生体医工学分野) 履修プロセス概念図

- ・健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
 - ・環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
 - ・さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
 - ・深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力
- 以上の能力を有する人材

『修士(医工学)』 学位授与



- 1.大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人
- 2.健康・医療・福祉・創薬分野の基礎のあるいは応用的研究に高い意欲をもって取り組む人
- 3.科学技術を担う研究者あるいは高度専門職業人として社会をリードするとともに、その技術と知識を持って国際社会に貢献する意欲を持つ人
- 4.科学技術の発展が社会にもたらす影響について十分に考え、社会及び自然環境に配慮したものづくりを目指す人

2-4 大学院共通教育用科目について

本学では、専門によらず幅広く学ぶことに役立つ科目を全大学院学生に開放し、自研究科以外で開講されている科目を受講することにより、広い視野を身につけてもらうことを目的として、大学院共通教育用科目を開講しています。2024 年度の開講科目は以下のとおりです。

2024 年度大学院共通教育用科目一覧

開講研究科	科目名	開講時期	担当教員名	単位	開講キャンパス 教室	備考
総合人文社会科学研究科	教育心理学特論	前期集中	島田英昭	2	オンライン開講	eALPS に掲載
	発達臨床生理心理学特論	前期集中	宮地弘一郎	2	オンライン開講	eALPS に掲載
総合理工学研究科	大学院と社会	前期集不定	李 敏	2	オンライン開講	eALPS に掲載
	大学発技術系ベンチャー実践論	前期集不定	杉原伸宏	2	対面・オンライン併用予定	長野(工学)キャンパスで開講予定。詳細は後日
	臨床医学概論	後期金 4	植村健他	2	オンライン開講	eALPS に掲載
総合理工学研究科・総合医理工学研究科	科学技術政策特論	後期(前半) 木3・4	香山瑞恵	2	オンライン開講	eALPS に掲載 (日程の詳細含む)
総合医理工学研究科	知財管理特講	前期集不定	松山紀里子	2	オンライン開講	eALPS に掲載
	イノベーションセミナー	未定	植村健他	2	未定	eALPS に掲載 (日程の詳細含む)

履修登録及び記入上の注意

*受講を希望する場合は、「大学院共通教育用科目受講登録票」を所属研究科の指定する履修登録期日までに、所属研究科の学務担当窓口に提出してください。

大学院共通教育用科目一覧にある科目であっても、自分の所属研究科の科目については、必ず所属研究科における履修登録を行ってください。

*科目によっては、受講登録票を利用せず受講登録を行う科目があります。必ず掲示等や所属研究科の学務担当窓口で確認してください。

*履修にあたっては、必ず事前に指導教員と相談し履修計画を立てたうえ、登録を行ってください。

*大学院共通教育用科目は全研究科で単位として認められますが、修了要件に含まれるか否かは研究科毎に異なります。必ず所属研究科の学務担当窓口で確認してください。

*各科目のシラバスは、「信州大学シラバス検索システム」から確認できます。

<https://campus-3.shinshu-u.ac.jp/syllabusj/Top>

「大学院共通教育用科目のみを検索」から検索

*時間割等の開講情報は変更となる場合があります。最新情報はシラバス、キャンパス情報システムで各自確認してください。

2-5 教育職員免許状（専修免許）の取得方法について

① 取得できる免許状の種類

<高等学校専修免許状（工業）>

- ・繊維学専攻

先進繊維・感性工学分野 先進繊維工学ユニット

機械・ロボット工学分野

<中学校専修免許状（理科）>

- ・繊維学専攻

化学・材料分野

応用生物学分野

- ・生命医工学専攻

生命工学分野

生体医工学分野

<高等学校専修免許状（理科）>

- ・繊維学専攻

化学・材料分野

応用生物学分野

- ・生命医工学専攻

生命工学分野

生体医工学分野

② 当該専修免許状に係る1種免許状を有していること、又は1種免許状を取得（申請）可能な科目・単位が揃っていること。

③ 修士課程開講授業科目及び担当教員等の表中の「教免区分」で、取得希望免許に係る科目単位を24単位以上取得すること。

『教免区分』欄

専工：高等学校専修免許状（工業）

専理：中学校専修免許状（理科）、高等学校専修免許状（理科）

④ 修士の学位を取得していること。

※注意・・所属分野（ユニット）の当該教免区分科目の履修のみでは24単位に足りない場合もあります。その場合は他分野（ユニット）から当該教免区分科目を取得することになります。

2-6 特例の履修制度について

『信州大学大学院総合理工学研究科(修士課程)における交流協定に基づく留学に伴う教育課程の計画的特例履修に係る申合せ』

信州大学大学院学則(平成 16 年 4 月 7 日信州大学学則第 2 号。以下「学則」という。)第 38 条の 2 の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科(修士課程)の学生(以下「学生」という。)が、信州大学大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるもの)を含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、学則第 15 条に定める標準修業年限(2 年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること(以下「計画的特例履修」という。)に係る取扱いを、次のとおり定める。

第 1 申請資格

計画的特例履修の申請を行うことができる者は、交流協定に基づき留学する 1 年次の学生(大学院学則第 38 条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)とする。

第 2 計画的特例履修の申請手続

計画的特例履修の開始日は、原則として計画的特例履修を申請した年度の翌年度とする。

第 3 計画的特例履修が適用された場合の修業年限

計画的特例履修が適用された場合の修業年限は、3 年間を超えることはできない。

第 4 申請手続

- 1) 計画的特例履修を希望する学生は、原則として留学を希望する 2 か月前までに「計画的特例履修申請書」(別紙様式 1)を研究科長に提出する。ただし、2 年次在学中に留学を希望する場合は、1 年次在学中の 1 月末日(10 月入学者は 7 月末日)までに提出するものとする。
- 2) 計画的特例履修を許可された学生が休学する場合は、休学する 1 か月前までに「休学に伴う計画的特例履修期間変更申請書」(別紙様式 2)を研究科長に提出する。
- 3) 計画的特例履修を許可された学生が、当該履修の期間を短縮する場合は、各学期が終了する 2 か月前までに「計画的特例履修期間短縮申請書」(別紙様式 3)を研究科長に提出する。

第 5 計画的特例履修の許可及び報告

研究科長は、第 4 に定める申請があったときは、大学院総合理工学研究科代議員会(以下「代議員会」という。)の議を経て、許可の可否を決定し、許可した場合、「計画的特例履修許可書」(別紙様式 4), 「休学に伴う計画的特例履修期間変更許可書」(別紙様式 5)又は「計画的特例履修期間短縮許可書」(別紙様式 6)により当該学生に通知するとともに、学長に報告する。

第 6 授業料の納入

計画的特例履修を許可された学生は、信州大学授業料等に関する規程(平成 16 年信州大学規程第 85 号)に定める授業料の額を各学期の納入期限までに納入するほか、計画的特例履修の期間の短縮を許可された場合及び学年の中途中で修了する場合も同規程による。

第 7 その他

この申合せに定めるもののほか、計画的特例履修に関し必要な事項は、代議員会が定める。

附 則

この申合せは、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。

『長期履修学生制度の取扱要項』

この取扱要項は、信州大学大学院総合理工学研究科規程（平成28年信州大学規程第 号）第16条に定める長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）について、社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図ることを目的として、本研究科における取扱いを、次のとおり定める。

1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

2. 長期履修の開始日

原則として年次の始めとする。

3. 長期履修の在学年限

4年間を超えることはできない。

4. 申請手続き

長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期履修希望調書」（別紙様式1）を、入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。

在学生にあっては1年次の後学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。

休学に伴う変更については、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式3－1）を研究科長に提出する。

また、相当の理由により長期履修期間を延長する場合は、「長期にわたる教育課程の履修期間変更申請書」（別紙様式3－2）を研究科長に提出する。

5. 履修期間の短縮申請手続き

申請が認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」（別紙様式4）を研究科長に提出する。

6. 審査及び報告

研究科長は、提出された申請書の審査を専攻会議に付託する。

なお、審査結果は、当該学生あてに許可書（別紙様式5, 6－1, 6－2, 7）を通知するとともに、学長に報告（別紙様式8, 9－1, 9－2, 10）する。

7. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程（平成16年信州大学規程第85号）」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮を許可された場合及び学年中途で修了する場合も同規程による。

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

3-1 大学院総合理工学研究科学位論文等審査 及び最終試験並びに修了判定実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科（以下「研究科」という。）の修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験並びに修了判定の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の提出は、次の各号のとおり行う。

一 申請者は「修士学位論文等審査申請書」（様式1）に学位論文等を添えて指導教員を経て研究科長に提出する。なお、各専攻は必要に応じ論文要旨等を提出させることができる。

二 提出期限は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める日とする。

三 各専攻が別に定める場合、様式の変更及びシステム等の媒体を用いて電子データによる提出とすることができます。この場合、申請の項目等は様式に準じた内容によるものとし、また提出は申請者本人が提出したことが確実に判別できる方法によるものとする。

(審査委員会)

第3条 学長からの付託を受けて、研究科委員会は申請者1名について3名以上の研究科の研究指導教員（主査1名、副査2名以上）をもって組織する審査委員会を設け、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員会の設置は各専攻に委託する。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、各専攻が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を副査として加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文等の審査結果並びに最終試験結果を「修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書」（様式2）により、研究科長に報告する。

4 各専攻が別に定める場合、前項の結果報告書の様式の変更及びシステム等の媒体を用いて電子データによる提出とすることができます。この場合、報告の項目等は様式に準じた内容によるものとし、また提出は審査委員長本人が提出したことが確実に判別できる方法によるものとする。

(学位論文等の審査)

第4条 学位論文等審査は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期間に行うと共に、発表会を開く。

(最終試験)

第5条 最終試験は学位論文等に関係ある科目について口頭又は筆答により行う。

2 最終試験は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期日までに行う。

(ランドスケープ・プランニングプログラム)

第6条 第2条～第5条の規定に係わらず、大学院総合理工学研究科規程第4条の5に定めるランドスケープ・プランニングプログラムの履修生については別に定める。

(修了判定)

第7条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について議決する。

(学位論文等の保管)

第8条 学位論文等は、審査終了後、学部の図書館及び指導教員がそれぞれ保管する。この場合、指導教員が学位論文を保管する期間は、当該指導教員が信州大学に在職する期間とする。なお、学位論文は、印刷物又は電子媒体で保管する。

(雑則)

第9条 この要項により難い事案が発生した場合は、研究科委員会において審議の上、決定する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この要項は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

1. この要項は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

1. この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この要項は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

(西暦) 年 月 日
Request made on (YYYY/MM/DD)信州大学長殿
To The President, Shinshu University(西暦) 年度入学
Year of Admission

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻 分野

Graduate School of Science and Technology, Shinshu University Department Division

学籍番号
Student ID申請者氏名
Student Name英文氏名
Student Name (in alphabet)生年月日 昭和・平成・西暦 年 月 日生
Date of Birth (YYYY/MM/DD) 外国籍の方のみ西暦で記入してください修士学位論文等審査申請書
Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation

このたび、信州大学学位規程第4条の規定により、修士（ ）の学位を受けたいので、下記の学位論文等を提出いたしますから御審査くださるよう申請いたします。

In compliance with the rules and regulations of Shinshu University, Article 4, I hereby request a Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation to receive a Master's Degree in _____. The dissertation title is stated below.

記

学位論文等題名 Title	
------------------	--

※学位論文等題名が外国語の場合は、その和訳を（ ）書きで併記すること。

様式 2

(西暦) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科

修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書

学位論文提出者			
学籍番号		専攻	専攻
入学年度	(西暦) 年度	分野	分野
申請学位	修士（ ）		
学位論文等題目			
学位論文等審査 及び最終試験結果審査の要旨			
成績	学位論文等	最終試験	
審査年月日	学位論文等審査	最終試験	
	(西暦) 年 月 日 ～ (西暦) 年 月 日	(西暦) 年 月 日	

注：成績は、合格、不合格の用語で記入すること。

審査委員氏名	
主査	副査
副査	副査

3-2 信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準

信州大学大学院総合理工学研究科は、以下の基準に拠り、論文審査および口頭試問等を経て、審査委員会が最終的な評価を決定する。

1. [独創性・意義]

研究目的、研究手法あるいは研究成果は、十分な独創性または意義を有するか。また、学術研究が従うべき規範を守り、研究者としての研究倫理を身に付けているか。

2. [実験・調査]

研究を遂行するために実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行なわれているか。また、その分析は正確で、結果や解釈が妥当であるか。

3. [関連資料・参考文献]

研究を遂行するために利用した関連資料・参考文献について、正確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。

4. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法]

問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。

5. [表現の的確性]

日本語もしくは使用外国語について、語句や学術用語の使用は的確で、文章表現は論理的であるか。

6. [論文の体裁]

本文、章立て、注記、関連資料・参考文献からの引用、図表等は、論文構成において、体裁が整っているか。

7. [総合的評価]

当該分野の研究において、総合的に評価して修士論文に値するか。

(ただし書き)

- 1) 項目2と3の評価基準は、いずれか一方、もしくは両方を採択しうることを示す。
- 2) 参考図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・参考文献」と表記した。
- 3) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 4) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

附則

この基準は平成28年4月1日より施行する。

4-1 信州大学大学院学則

(平成 16 年 4 月 7 日信州大学学則第 2 号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 収容定員(第7条)
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
- 第4章 研究科長及び運営組織(第9条—第11条)
- 第5章 学年、学期及び休業日(第12条—第14条)
- 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
- 第7章 入学(第17条—第27条)
- 第8章 教育課程(第27条の2—第39条)
- 第9章 修了要件、学位授与等(第40条—第47条)
- 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第48条—第54条)
- 第11章 賞罰(第55条・第56条)
- 第12章 科目等履修生(第57条—第63条)
- 第13章 研究生(第64条—第68条)
- 第14章 聴講生(第69条—第74条)
- 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生(第75条—第83条)
- 第16章 外国人留学生(第84条—第87条)
- 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料(第88条—第92条)
- 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
- 第19章 補則(第94条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
- (自己点検及び自己評価)
- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

- 総合人文社会科学研究科
- 教育学研究科
- 総合理工学研究科
- 医学系研究科
- 総合医理工学研究科

2 第5条の教育学研究科高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。

(課程)

- 第4条 総合人文社会科学研究科、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合医理工学研究科に博士課程を置く。
- 2 総合医理工学研究科の博士課程は、第5条の2に規定する総合医理工学研究科医学系専攻医学分野、生命医工学専攻生命工学分野4年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野4年制コースの4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)並びに同条に規定する医学系専攻保健学分野、総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コースの後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士後期課程」という。)とする。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 第4条の2 教育学研究科に、専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 3 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。
- (専攻)

第5条 研究科に、次の専攻を置く。

総合人文社会科学研究科

　　総合人文社会科学専攻

教育学研究科

(専門職学位課程)

　　高度教職実践専攻

総合理工学研究科

　　理学専攻

　　工学専攻

　　繊維学専攻

　　農学専攻

　　生命医工学専攻

医学系研究科

　　医学系専攻

　　保健学専攻

総合医理工学研究科

　　医学系専攻

　　総合理工学専攻

　　生命医工学専攻

(分野及びコース)

第5条の2 総合人文社会科学研究科の専攻に、次の分野を置く。

総合人文社会科学専攻 人間文化学分野

　　心理学分野

　　経済学分野

　　法学分野

2 総合医理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。

医学系専攻 医学分野

　　保健学分野

総合理工学専攻 ファイバー工学分野

　　エネルギー・システム工学分野

　　物質創成科学分野

　　山岳環境科学分野

　　生物・生命科学分野

　　数理・社会システム科学分野

生命医工学専攻 生命工学分野 4年制コース

　　3年制コース

　　生体医工学分野 4年制コース

　　3年制コース

(組織の編制)

第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

総合人文社会科学研究科長	人文科学系長、教育学系長及び社会科学系長の輪番
教育学研究科長	教育学系長

総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合医理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業の期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、第1項第1号から第3号までの休業日は、各研究科の事情により、授業を行う日に変更することができる。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第15条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第16条 修士課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第19条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- (9) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第19条の2 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 國際連合大学本部に関する國際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第20条 総合医理工学研究科の総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の決定)

第22条 前条の入学志願者については、別に定める入学者受入れの方針に基づき、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相當年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(研究科間の転科等)

第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することがある。

- 2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することがある。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院(専門職大学院を除く。次項において同じ。)は、別に定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 専門職大学院は、別に定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、別に定める教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(博士課程学位プログラム)

第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次に掲げるプログラムを編成する。

- (1) ファイバーネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム
2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第28条 研究科(教育学研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 教育学研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第30条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修した者に対し、試験その他当該授業の特性に合わせた方法により学修の成果を評価し、合格の場合には、所定の単位を授与する。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

第33条 授業科目的成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第35条、第35条の2及び第37条の規定に基づき単位の認定を行う場合は、認定の評語を用いることができる。

(他の研究科の授業科目的履修等)

第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項に定める他の研究科における授業科目的履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(他の大学院等における授業科目的履修)

第35条 研究科(教育学研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。

5 前3項、第35条の2及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。

7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目的履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第35条の2 研究科(教育学研究科を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生の行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(当該特別の課程の履修資格を有する者が、大学院入学資格を有する者である場合に限る。)における学修を、本大学院における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学院等における研究指導)

第36条 研究科(教育学研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。

2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。

4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第37条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

第37条の2 第35条第5項及び第37条の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。

(教育課程の計画的特例履修)

第38条の2 各研究科(修士課程及び専門職学位課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修士課程及び専門職学位課程の学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。

(教育方法の特例)

第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第9章 修了要件、学位授与等

(修士課程の修了要件)

第40条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあっては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第41条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第8号までの規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(1) 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野 18単位

(2) 総合医理工学研究科総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コース 16単位

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第42条の3 第37条の規定により学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は医学博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行ふため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第42条の2の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて所属する研究科の長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

- 3 休学期間は通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学博士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

- 2 休学期間にその理由が消滅した場合は、所属する研究科の長の許可を得て復学することができる。

- 3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、所属する研究科の長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

- 2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

- 3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、所属する研究科の長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
- (4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- (6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に倣する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

- 3 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生として授業科目を履修した者に対し、試験その他当該授業の特性に合わせた方法により学修の成果を評価し、合格の場合には、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聽講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聽講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聽講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聽講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聽講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することがある。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第15章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期)

第77条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受け入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究学生の授業料)

第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生
- (2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
- (3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生
(特別聴講学生及び特別研究学生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生及び特別研究学生に関する細目)

第83条 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第85条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

(授業料等)

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合又は特定のプログラム等の対象学生である場合は、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

(1) 入学を許可されたときに納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期中に退学した場合における後期分授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、11月1日以前に休学を開始した場合における休学を開始する月の翌月(休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月)以降の授業料相当額(前期分授業料相当額を除く。)

(4) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本大学院は、各研究科が編成する特別の課程の履修生に対し、単位を与えることができる。

3 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

- 2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。
- 4 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成6年信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」という。)に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の規定は、当該学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院(以下「新大学院」という。)に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、なおその効力を有する。
- 5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成16年度	平成17年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医科学系専攻	28	42

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成16年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38

附 則(平成16年4月22日平成16年度学則第2号)

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年9月16日平成16年度学則第3号)

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度学則第5号)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。
- 3 平成17年3月31日に置かれている工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成17年度	平成18年度
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12	6
	生物機能工学専攻	26	13
	材料工学専攻	18	9
	システム開発工学専攻	20	10

- 4 総合工学系研究科生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成17年度	平成18年度
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地域環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

- 5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成17年度	平成18年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則(平成 17 年 6 月 16 日平成 17 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 17 年 6 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 16 日平成 17 年度学則第 3 号)

この学則は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日平成 17 年度学則第 5 号)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日平成 18 年度学則第 4 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度学則第 5 号)

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 医学系研究科保健学専攻の平成 19 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成 19 年度
		14

附 則(平成 19 年 12 月 26 日平成 19 年度学則第 3 号)

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 19 日平成 19 年度学則第 6 号)

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日平成 20 年度学則第 3 号)

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 21 年 3 月 31 日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成 21 年度における収容定員は、附則別表第 1 のとおりとする。

附則別表第 1 (附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成 21 年度
		14

4 医学系研究科医学系専攻の平成 21 年度から平成 23 年度までにおける収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 2 (附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医学系研究科	医学系専攻	188	184	180

5 医学系研究科保健学専攻の平成 21 年度及び平成 22 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。

附則別表第 3 (附則第 5 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成 21 年度		平成 22 年度
		博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
医学系研究科	保健学専攻	14	4	8

附 則(平成 21 年 5 月 21 日平成 21 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度学則第 4 号)

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 3 月 31 日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第 2 教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成 22 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。

4 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成 22 年度及び平成 23 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 22 年度	
工学系研究科	機械システム工学専攻	59	
	電気電子工学専攻		81
	社会開発工学専攻		76

物質工学専攻	51
情報工学専攻	85
環境機能工学専攻	35
素材開発化学専攻	36
機能機械学専攻	41
精密素材工学専攻	35

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則(平成22年10月21日平成22年度学則第1号)

この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度学則第3号)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第2号)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成24年度
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	社会開発工学専攻	40
	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	45
	環境機能工学専攻	20
	応用生物科学専攻	21
	繊維システム工学専攻	21
	素材開発化学専攻	21
	機能機械学専攻	23
	精密素材工学専攻	20
	機能高分子学専攻	23
	感性工学専攻	21
計		432

3 理工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成24年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	土木工学専攻	12
	建築学専攻	30
	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	45
	環境機能工学専攻	20
	繊維・感性工学専攻	34
	機械・ロボット工学専攻	28
	化学・材料専攻	64

	応用生物科学専攻	24
	計	434

- 4 医学系研究科医科学専攻の平成 24 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。

附則別表第 3 (附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 24 年度
医学系研究科	医科学専攻	32

- 5 平成 24 年 3 月 31 日に置かれている医学系研究科医学系専攻、臓器移植細胞工学医科学系専攻及び加齢適応医科学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成 24 年度から平成 26 年度における収容定員は、附則別表第 4 のとおりとする。

附則別表第 4 (附則第 5 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	42	28	14
	加齢適応医科学系専攻	42	28	14

- 6 医学系研究科医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の平成 24 年度から平成 26 年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 5 のとおりとする。

附則別表第 5 (附則第 6 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120
	疾患予防医科学系専攻	8	16	24

附 則(平成 24 年 4 月 19 日平成 24 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日平成 24 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。ただし、この学則による改正後の第 38 条の 2 及び第 86 条の規定について、平成 25 年 2 月 2 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 2 日平成 24 年度学則第 4 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日平成 24 年度学則第 5 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日平成 25 年度学則第 5 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日平成 26 年度学則第 5 号)

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成 28 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表 (附則第 2 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	18

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 27 年度学則第 4 号)

1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている教育学研究科学校教育専攻の学校教育専修及び臨床心理学専修は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専修に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専修の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 1 のとおりとし、当該専修に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

3 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている教育学研究科教科教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 2 のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

4 教育学研究科学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。

5 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている理工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 4 のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

- 6 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている農学研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 5 のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 7 総合理工学研究科の平成 28 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表第 6 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	
	学校教育専修	5
	臨床心理学専修	3

附則別表第 2(附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
教育学研究科	教科教育専攻	
	国語教育専修	3
	社会科教育専修	4
	数学教育専修	3
	理科教育専修	4
	音楽教育専修	3
	美術教育専修	3
	保健体育専修	3
	技術教育専修	3
	家政教育専修	3
	英語教育専修	3

附則別表第 3(附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	20
	高度教職実践専攻	20

附則別表第 4(附則第 5 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	土木工学専攻	12
	建築学専攻	30
	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	45
	環境機能工学専攻	20
	繊維・感性工学専攻	34
	機械・ロボット工学専攻	28
	化学・材料専攻	64
	応用生物科学専攻	24

附則別表第 5(附則第 6 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
農学研究科	食料生産科学専攻	20
	森林科学専攻	17
	応用生命科学専攻	16
	機能性食料開発学専攻	16

附則別表第6(附則第7項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成28年度
総合理工学研究科	理学専攻	75
	工学専攻	240
	繊維学専攻	160
	農学専攻	65
	生命医工学専攻	35

附 則(平成28年6月22日平成28年度学則第1号)

この学則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則(平成29年3月29日平成28年度学則第3号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日平成29年度学則第3号)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に置かれている医学系研究科の医学系専攻、疾患予防医科学系専攻及び保健学専攻博士後期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

3 平成30年3月31日に置かれている総合工学系研究科の生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成31年度までにおける収容定員は、附則別表第2のとおりとする。

4 総合医理工学研究科の医学系専攻、総合理工学専攻及び生命医工学専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学系研究科(博士課程)	医学系専攻	120	80	40
	疾患予防医科学系専攻	24	16	8
	保健学専攻	8	4	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成30年度	平成31年度
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	30	15
	システム開発工学専攻	24	12
	物質創成科学専攻	14	7
	山岳地域環境科学専攻	16	8
	生物・食料科学専攻	14	7

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合医理工学研究科	医学系専攻	48	96	144
	総合理工学専攻	38	76	
	生命医工学専攻	15	30	45

附 則(平成31年3月28日平成30年度学則第4号)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に人文科学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月17日令和元年度学則第1号)

この学則は、令和元年10月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月27日令和元年度学則第5号)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に置かれている人文科学研究科の各専攻、教育学研究科学校教育専攻及び経済・社会政策科学研究所の各専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の令和2年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

- 3 総合人文社会科学研究科及び教育学研究科高度教職実践専攻の令和2年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。この場合において、総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は8とする。
- 4 令和2年3月31日に人文科学研究科又は教育学研究科学校教育専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類について、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		令和2年度
人文科学研究科	地域文化専攻	5
	言語文化専攻	5
教育学研究科	学校教育専攻	20
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	6
	イノベーション・マネジメント専攻	10

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名等	収容定員
		令和2年度
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	36
教育学研究科	高度教職実践専攻	50

附 則(令和2年7月16日令和2年度学則第2号)

この学則は、令和2年7月16日から施行する。

附 則(令和3年1月28日令和2年度学則第5号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日令和2年度学則第6号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月3日令和3年度学則第4号)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 総合理工学研究科の理学専攻、工学専攻、繊維学専攻及び生命医工学専攻並びに医学系研究科の保健学専攻の令和4年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		令和4年度
総合理工学研究科	理学専攻	144
	工学専攻	490
	繊維学専攻	325
	生命医工学専攻	75
医学系研究科	保健学専攻	34

附 則(令和4年3月16日令和3年度学則第5号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月16日令和4年度学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月15日令和4年度学則第6号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月15日令和4年度学則第8号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月20日令和5年度学則第2号)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月18日令和5年度学則第3号)

この学則は、令和5年10月19日から施行する。ただし、第51条及び第53条の改正規定については、令和6年1月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻及び総合理工学研究科工学専攻の令和6年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		令和6年度
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	66

総合理工学研究科	工学専攻	530
----------	------	-----

別表第1(第7条関係)

収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	60	30				
	計	60	30				
教育学研究科	高度教職実践専攻					60	30
	計					60	30
総合理工学研究科	理学専攻	138	69				
	工学専攻	560	280				
	繊維学専攻	330	165				
	農学専攻	130	65				
	生命医工学専攻	80	40				
	計	1,238	619				
医学系研究科	医科学専攻	24	12				
	保健学専攻	40	20				
	計	64	32				
総合医理工学研究科	医学系専攻			186	48		
	総合理工学専攻			114	38		
	生命医工学専攻			55	15		
	計			355	101		
合計		1,362	681	355	101	60	30

備考

1 総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は12とし、入学定員は6とする。

2 総合理工学研究科工学専攻のうち情報数理・融合システム分野の収容定員は160とし、入学定員は80とする。

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等		教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
総合人文社会科学研究科	総合人文社会 科学専攻	人間文化 学分野	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
			高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学研究科	高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状		
		小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、英語	
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者	
総合理工学研究科	理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科	
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科	
	工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科、情報、工業	
	繊維学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科、工業	
	農学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科、農業	
	生命医工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科	

4-2 信州大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 19 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条並びに信州大学学則(平成 16 年信州大学学則第 1 号。以下「学則」という。)第 55 条及び信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試問により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認めた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第5条の 2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第6条 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定により学位論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第 5 条第 2 項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後 1 年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著 1 編(3 通)とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学則第 43 条第 1 項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試問を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第12条 学位論文審査に關し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後 3 月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後 1 年以内に終了するものとする。

第14条 第 11 条第 1 項の最終試験は、学位論文に關係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第 5 条第 2 項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行うものとする。

3 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は 2 外国語を、総合工学系研究科は 1 外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第 5 条第 2 項の規定による学位を申請するときは、第 2 項の試問を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。

2 教育学研究科委員会は、第5条の2によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

3 前2項の議決は、研究科委員の3分の2以上出席した研究科委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかる第5条第1項により授与する博士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年3月31日までの間における第5条第2項により授与する博士の学位(博士(医工学)を除く。)の取扱い又は医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後1年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第5条第2項により授与する博士の学位のうち、博士(医工学)については、総合医理工学研究科において同条第1項による博士(医工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に人文科学研究科、教育学研究科学校教育専攻又は経済・社会政策科学研究科に在学している者にかかる第4条により授与する修士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

別表(第2条関係)

学士の学位

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文学科	学士（文学）
教育学部	学校教育教員養成課程	学士（教育学）
経法学部	応用経済学科 総合法律学科	学士（経済学） 学士（法学）
理学部	数学科 理学科	学士（理学）
医学部	医学科	学士（医学）
	保健学科	学士（看護学）
		学士（保健学）
工学部	物質化学科 電子情報システム工学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 建築学科	学士（工学）
農学部	農学生命科学科	学士（農学）
繊維学部	先進纖維・感性工学科	
	機械・ロボット学科	学士（工学）
	化学・材料学科	
	応用生物科学科	学士（農学）

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	修士課程	修士（文学） 修士（心理学） 修士（経済学） 修士（法学）
総合理工学研究科	理学専攻	修士課程	修士（理学）
	工学専攻	修士課程	修士（工学）
	纖維学専攻	修士課程	修士（工学） 修士（農学）
	農学専攻	修士課程	修士（農学）
	生命医工学専攻	修士課程	修士（医工学）
医学系研究科	医科学専攻	修士課程	修士（医科学）
	保健学専攻	修士課程	修士（看護学） 修士（保健学）

博士の学位(第5条第1項によるもの)

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	医学系専攻	博士課程	博士（医学） 博士（保健学）
	総合理工学専攻	博士課程	博士（学術） 博士（理学）

		博士（工学） 博士（農学）
生命医工学専攻	博士課程	博士（医学） 博士（医工学）

博士の学位(第5条第2項によるもの)

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	博士（医学）
	博士（保健学）
	博士（学術）
	博士（理学）
	博士（工学）
	博士（農学）
	博士（医工学）

専門職の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）

別記様式1～6（略）

4-3 信州大学大学院総合理工学研究科規程

(平成 28 年 2 月 18 日信州大学規程第 268 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)に定めるもののほか、信州大学大学院総合理工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第1条の 2 研究科における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

研究科は、教育・研究の理念に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医工学の 5 専攻の専門研究分野の高度専門技術者と研究者を養成することを目的とする。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人の養成を目的とする。また、教育・研究の目標に掲げた、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び環境と調和した社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。

(2) 教育・研究上の目的

研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、教育・研究の目標等に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医工学の各分野において、社会に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。また、先鋭領域融合研究群と連携して最先端領域の研究を推進する。これにより、高度な専門的知識と実践的技術力を持つとともに、それをさまざまな課題解決に柔軟に応用できる高度専門職業人を育成することを教育・研究上の目的とする。

2 理学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 先端科学技術を開拓できる独創的研究能力及び国際社会において持続的発展の可能な社会をリードできる高度な研究能力を有する環境マインドをもった先導的な人材の育成を目指す。
- (2) 自然界や社会における現象や構造の解明を目的として、数学、物理学、化学、生物学、地学等の基礎科学をふまえて多様な分野の基礎研究を行う。
- (3) 常識にとらわれない批判的思考力や発表の表現力を培う教育方針をとり、さまざまな課題に対処できる研究者、高度専門職業人等の養成を目標としている。
- (4) 知的好奇心と探究心に基づき独創的研究をおこない、人類社会の持続的発展に寄与する人材を育成することを目指す。

3 工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幅広い見識と健全な倫理観を持ち、国際的及び工学的な立場から社会の発展に寄与する精神と行動力を育成する。
- (2) 幅広い知識及び深い専門知識に基づいて自主的に学習できる能力及び応用能力を育成する。
- (3) 基礎理論に基づいて工学的及び学際的な観点から問題点や課題を発見することができ、筋道を立てて解決できる能力を育成する。
- (4) 技術者・研究者として自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力を有し、専門知識に基づいた発展的な議論を国際的に展開できる能力を育成する。
- (5) 自然環境に配慮した環境マインドを習得し、環境調和社会を目指した工学的な取り組みを継続的に行う行動力を育成する。

4 繊維学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 衣・食・住の要である「繊維」に根ざした伝統的な科学技術を背景として、新しい文化の創造と高度な科学技術時代に対応できる国際感覚をもった技術者を養成する。
- (2) 「繊維・ファイバー工学」分野の学際的領域で先端科学技術を開拓する研究能力を有した人材を養成する。
- (3) 具体的に身につけさせる能力
 - イ 優れた人格の形成：豊かな人間性、社会に対する貢献と責任意識、高い倫理観
 - ロ 進展する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来創造能力
 - ハ 普遍的基礎学力、課題設定・探求能力、学際・業界領域を開く創造的能力、自己啓発能力、チャレンジ精神、起業家精神(ベンチャー精神)
- (4) 資源、エネルギー、環境とリサイクル、安全で豊かな文化生活、情報・通信、医療・健康・福祉等に関わる学際的先端領域を開拓するために以下の目的を設定する。
 - イ 國際的、学際的工学系新領域の開拓
 - ロ 新ライフスタイルを生み出す文化創造科学技術の創成
 - ハ フロンティア繊維総合技術科学の国際的中核研究拠点(COE)の形成
 - ニ 産官学連携協力による新産業の創出
 - ホ 地域産業の振興への貢献

5 農学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自然環境と調和のとれた持続可能な地域社会の発展に資する教育・研究を教授し、開発能力と高い倫理性並びに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。
- (2) 自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓する。
- (3) 実践的技術力及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成する。
- (4) 社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れ、高度の学術、技術を修得させ、国内外の社会の発展に寄与する。
- (5) 地域社会と連携を進め、産業の発展に貢献する。
- 6 生命医工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 健康・福祉・医療・創薬分野の現実課題を系統的に解決できる高度な専門技術者を育成する。
- (2) 医学・理学・工学・繊維学・農学分野の基礎知識に加えて健康・福祉・医療・創薬領域の専門知識とそれらに支えられた総合的課題解決能力を育成する。
- (3) 医療・健康と連携した生体工学・生命工学分野の教育研究を行うことにより、医療関連分野の発展に貢献することを目指す。
- (課程、専攻及び分野)
- 第2条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び分野は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 第3条 削除
- (地域共生マネージメントプログラム)
- 第4条 研究科の農学専攻及び生命医工学専攻に、地域共生マネージメントプログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースの標準修業年限は、大学院学則第15条第2項の規定に基づき、1年間とする。
- 3 第1項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- (山岳科学教育プログラム)
- 第4条の2 研究科の理学専攻、工学専攻、繊維学専攻及び農学専攻に、山岳科学教育プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- (International Graduate Program for Agricultural and Biological Science)
- 第4条の3 研究科の農学専攻に、International Graduate Program for Agricultural and Biological Scienceを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- (航空機システム教育プログラム)
- 第4条の4 研究科の工学専攻に、航空機システム教育プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- (ランドスケープ・プランニング・プログラム)
- 第4条の5 研究科の農学専攻に、ランドスケープ・プランニング・プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- 第5条 削除
- (研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)
- 第6条 研究科に研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長又は繊維学系長をもって充てる。
- 2 研究科に、研究科長を補佐するため副研究科長を置くことができる。
- 3 専攻及び分野に長を置くことができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。
- (研究科委員会)
- 第7条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院総合理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- (教員組織)
- 第8条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。
- (授業科目及び単位数)
- 第9条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。
- (単位の計算方法)
- 第10条 授業科目の単位の計算方法は、大学院学則第31条に規定する基準によるものとする。
- (履修方法等)
- 第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。
- 2 学生は、授業科目を履修し、30単位以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。
- 3 学生は、大学院学則第8条第2項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)が特に必要と認めたときは、理学部、医学部、工学部、農学部又は繊維学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。
- (単位の授与)
- 第11条の2 単位の授与は、大学院学則第32条の規定に基づき行うものとする。

(成績の評価)

第11条の3 成績の評価は、大学院学則第33条の規定に基づき行うものとする。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第12条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第13条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて15単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとみなす。

3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 前2項、第13条の2及び第20条第1項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第13条の2 学生が大学院学則第35条の2の規定に基づき、大学院が編成する特別の課程における学修により修得した単位については、前条第2項の規定を準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第14条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第15条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、15単位までとする。

3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。

第15条の2 第13条第4項及び前条の規定により研究科において修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第17条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第18条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、信州大学学位規程第2条第2項に定めるとおりとする。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書の成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。

2 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の留学期間は、1年を超えないものとする。ただし、本学と外国の大学院等との間におけるダブル・ディグリー等(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーその他これらに準ずるもの)に関する協定に基づき留学する場合は、この限りではない。

3 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第21条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第22条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(研究生)

第23条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第24条 大学院学則第69条に定める聴講生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第25条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別研究学生)

第26条 大学院学則第76条に定める特別研究学生の取扱いに関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第27条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則

第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の信州大学大学院理工学系研究科規程(平成24年信州大学規程第186号)は、平成28年3月31日に信州大学大学院理工学系研究科に在学する者に対して、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成29年3月17日平成28年度規程第88号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日平成29年度規程第114号)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の第4条及び第4条の2を加える規定、別表第2研究科共通科目の表中、研究科共通科目欄に山岳科学教育科目群及び山岳科学に関する科目群を加える規定、理学専攻の表中、学外特別講義及び根園生態学を加える規定並びに工学専攻の表中、航空機力学特論Ⅰ、航空機力学特論Ⅱ、航空機設計特論、航空機センサ特論、構造強度・振動学特論、航空機電気力学システム特論、交通インフラ安全工学、航空機力学・設計演習Ⅰ、航空機力学・設計演習Ⅱ、航空機力学・設計特別実験Ⅰ、航空機力学・設計特別実験Ⅱ、航空機電気機械応用演習Ⅰ、航空機電気機械応用演習Ⅱ、航空機電気機械応用特別実験Ⅰ及び航空機電気機械応用特別実験Ⅱを加える規定については、この限りでない。

附 則(平成31年2月21日平成30年度規程第71号)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前までに、改正前の規定により、サステナブルソサイエティグローバル人材養成プログラムの科目を履修し、かつ、施行日以後に本研究科に入学した学生については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日平成30年度規程第85号)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月18日令和元年度規程第35号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。ただし、先鋭領域融合研究群に係る改正規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月19日令和元年度規程第192号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2生命医工学専攻の表中、工学基礎及び生物学基礎を加える規定については、この限りでない。

附 則(令和3年3月17日令和2年度規程第129号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月16日令和3年度規程第114号)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2理学専攻の表中、有機物理化学を加える規定の適用については、この限りでない。

附 則(令和4年5月18日令和4年度規程第10号)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月15日令和4年度規程第151号)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和5年3月31日在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の第11条の2、第11条の3及び別表第2理学専攻の表中、光物理学を加える規定については、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の第10条及び改正後の別表第2理学専攻の表中、先端バイオテクノロジー及び深部地下圏微生物論を加える規定については、この限りでない。

別表第1(第2条関係)

専攻	分野
理学専攻	数学分野 理科学分野
工学専攻	物質化学分野 電気電子工学分野 水環境・土木工学分野 機械システム工学分野 建築学分野 情報数理・融合システム分野
繊維学専攻	先進繊維・感性工学分野 機械・ロボット学分野 化学・材料分野 応用生物科学分野
農学専攻	先端生命科学分野 食品生命科学分野 生物資源科学分野 環境共生学分野
生命医工学専攻	生命工学分野 生体医工学分野

別表第2(第9条関係)
研究科共通科目

科目区分	授業科目	単位
研究科共通科目	MOT 特論	2
	産学連携特別講義	2
	国際連携特別講義 I	1
	国際連携特別講義 II	1
	科学英語	2
	大学院と社会	2
	臨床医学概論	2
	研究者倫理特別講義	2
	科学技術政策特論	2
	大学発技術系ベンチャー実践論	2
山岳科学教育科目	山岳科学概論 A	1
	山岳科学概論 B	1
	山岳フィールド実習 A	1
	山岳フィールド実習 B	1
山岳科学に関する科目	山岳科学連携講義 I	1
	山岳科学連携講義 II	1
	山岳科学連携講義 III	1
	山岳科学連携講義 IV	1
	山岳科学連携講義 V	1
	山岳科学連携講義 VI	1
	山岳科学連携演習 I	1
	山岳科学連携演習 II	1
	山岳科学連携演習 III	1
	山岳科学連携演習 IV	1
	山岳科学連携演習 V	1
	山岳科学連携演習 VI	1

理学専攻

科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	先端科学特別講義 A	2
	先端科学特別講義 B	2
数学分野	群論と対称性	2
	多元環論	2
	代数的トポロジー	2
	微分トポロジー	2
	偏微分方程式論	2
	数理現象学	2
	確率解析学	2
	代数学特論	2
	幾何学特論	2
	解析学特論	2
	数理科学特論	2
	先端代数学 I	2
	先端幾何学 I	2
	先端解析学 I	2
	先端数理科学 I	2
	先端代数学 II	2
	先端幾何学 II	2
	先端解析学 II	2
	先端数理科学 II	2
	代数学演習 I	4
	幾何学演習 I	4

理学分野	物理学ユニット	解析学演習 I	4
		数理科学演習 I	4
		代数学演習 II	4
		幾何学演習 II	4
		解析学演習 II	4
		数理科学演習 II	4
		特別研究	4
		実務体験実習	2
		学外特別講義	2
		磁性物質論	2
理学分野	化学ユニット	固体物性物理学	2
		磁気共鳴論	2
		統計物理学	2
		光エレクトロニクス	2
		光物性物理学演習 I	4
		光物性物理学演習 II	4
		物性物理学演習 I	4
		物性物理学演習 II	4
		磁性物理学演習 I	4
		磁性物理学演習 II	4
		宇宙線物理学	2
		高エネルギー実験	2
		物理と対称性	2
		場の理論 I	2
		場の理論 II	2
		宇宙放射線計測学	2
		光物理学	2
		観測天文学演習 I	4
		観測天文学演習 II	4
		宇宙線物理学演習 I	4
		宇宙線物理学演習 II	4
理学分野	化学ユニット	高エネルギー物理学演習 I	4
		高エネルギー物理学演習 II	4
		素粒子物理学演習 I	4
		素粒子物理学演習 II	4
		実務体験実習	2
		学外特別講義	2
		計測化学特論	2
		電気化学	2
		量子化学	2
		化学計測学	2
		分光化学	2
		反応有機化学演習 I	4
		反応有機化学演習 II	4
		物性物理化学演習 I	4
		物性物理化学演習 II	4
		分子反応化学	2
		界面物性科学	2
		分子合成化学	2
		複素環化学	2
		超分子化学	2
		有機物理化学	2
		構造無機化学演習 I	4
		構造無機化学演習 II	4

	計測分離化学演習 I	4
	計測分離化学演習 II	4
	実務体験実習	2
	学外特別講義	2
地球学ユニット	古環境復元論	2
	古環境変動論	2
	変形構造解析論	2
	地層科学演習 I	4
	地層科学演習 II	4
	变成岩解析論	2
	鉱物学特論	2
	津波堆積学	2
	岩石磁気学	2
	鳥類生態学	2
	地球物質科学演習 I	4
	地球物質科学演習 II	4
	実務体験実習	2
	学外特別講義	2
生物学ユニット	発生学	2
	遺伝子情報学	2
	情報生理学	2
	生体生物学演習 I	4
	生体生物学演習 II	4
	植物進化学	2
	先端バイオテクノロジーゼミ	2
	系統発生学	2
	植物病理学	2
	鳥類生態学	2
	進化生物学演習 I	4
	進化生物学演習 II	4
	実務体験実習	2
	学外特別講義	2
物質循環学ユニット	環境計測学	2
	堆積学特論	2
	大気陸面相互作用論	2
	地球システム解析演習 I	4
	地球システム解析演習 II	4
	地域環境学	2
	水生生物生態学	2
	化学生態学	2
	集水域システム論	2
	鳥類生態学	2
	生態システム解析演習 I	4
	生態システム解析演習 II	4
	根圈生態学	2
	深部地下圈微生物論	2
分野共通	実務体験実習	2
	学外特別講義	2
工学専攻	特別研究	6

工学専攻		
科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	実験的工学手法 経営者から学ぶ技術経営	2 1

	実践デジタル特論	1
先進材料工学ユニット	無機材料工学特論	2
	無機材料工学演習	2
	無機材料工学特別実験 I	2
	無機材料工学特別実験 II	2
	無機材料化学特論	2
	無機材料化学演習	2
	無機材料化学特別実験 I	2
	無機材料化学特別実験 II	2
	材料表面工学	2
	電気化学演習	2
	電気化学特別実験 I	2
	電気化学特別実験 II	2
	機器分析化学特論	2
	機器分析化学演習	2
物質化学分野	機器分析化学特別実験 I	2
	機器分析化学特別実験 II	2
	先進材料化学特論	2
	先進材料化学演習	2
	先進材料化学特別実験 I	2
	先進材料化学特別実験 II	2
	光化学特論	2
	光化学演習	2
	光化学特別実験 I	2
	光化学特別実験 II	2
	機能物質化学特論	2
	機能物質化学演習	2
	機能物質化学特別実験 I	2
	機能物質化学特別実験 II	2
分子工学ユニット	有機合成化学特論	2
	有機合成化学演習	2
	有機合成化学特別実験 I	2
	有機合成化学特別実験 II	2
	分子集合体化学特論	2
	分子集合体化学演習	2
	分子集合体化学特別実験 I	2
	分子集合体化学特別実験 II	2
	コロイド・界面科学特論	2
	コロイド・界面科学演習	2
	コロイド・界面科学特別実験 I	2
	コロイド・界面科学特別実験 II	2
	触媒設計論	2
	触媒設計演習	2
バイオ・プロセス工学ユニット	触媒設計特別実験 I	2
	触媒設計特別実験 II	2
	高速化学反応論	2
	高速化学反応演習	2
	高速化学反応特別実験 I	2
	高速化学反応特別実験 II	2
	精密合成化学特論	2
	精密合成化学演習	2
	精密合成化学特別実験 I	2
	精密合成化学特別実験 II	2
	生物化学特論	2

	分野共通	分子生物学特論	2			電子物性特別実験 I	4
		応用生物学特論	2			電子物性特別実験 II	4
		バイオ・プロセス工学演習 I	2			CMOS アナログ集積回路設計特論	2
		バイオ・プロセス工学演習 II	2			CMOS アナログ集積回路設計演習 I	2
		バイオ・プロセス工学特別実験 I	4			CMOS アナログ集積回路設計演習 II	2
		バイオ・プロセス工学特別実験 II	4			CMOS アナログ集積回路設計特別実験 I	4
		機能性食品特別講義	1			CMOS アナログ集積回路設計特別実験 II	4
		学外特別講義	2			化合物半導体デバイス特論	2
		学外特別実習 I	2			化合物半導体デバイス演習 I	2
		学外特別実習 II (研究指導)	2			化合物半導体デバイス演習 II	2
電気電子工学分野	電気電子システムユニット	光エレクトロニクス特論	2		水環境・土木工学分野	化合物半導体デバイス特別実験 I	4
		光エレクトロニクス演習 I	2			化合物半導体デバイス特別実験 II	4
		光エレクトロニクス演習 II	2			信頼性工学	2
		光エレクトロニクス特別実験 I	4			電気電子工学特論	2
		光エレクトロニクス特別実験 II	4			ソフトウェア工学特論	2
		電気エネルギー変換工学特論	2			モバイル制御特論	2
		電気エネルギー変換工学演習 I	2			航空宇宙工学特論	2
		電気エネルギー変換工学演習 II	2			学外特別講義	2
		電気エネルギー変換工学特別実験 I	4			学外特別実習 I	2
		電気エネルギー変換工学特別実験 II	4			学外特別実習 II	2
		電磁気応用工学特論	2			(研究指導)	2
		電磁気応用工学演習 I	2		水環境ユニット	水環境工学特論	2
		電磁気応用工学演習 II	2			水環境工学演習	4
		電磁気応用工学特別実験 I	4			水環境工学特別実験	4
		電磁気応用工学特別実験 II	4			水処理工学特論	2
		エネルギー・高周波デバイス特論	2			水処理工学演習	4
		エネルギー・高周波デバイス演習 I	2			水処理工学特別実験	4
		エネルギー・高周波デバイス演習 II	2			資源エネルギー・デバイス材料工学特論	2
		エネルギー・高周波デバイス特別実験 I	4			資源エネルギー・デバイス材料工学演習	4
		エネルギー・高周波デバイス特別実験 II	4			資源エネルギー・デバイス材料工学特別実験	4
		結晶成長特論	2			水環境化学特論	2
		結晶成長演習 I	2			水環境化学演習	4
		結晶成長演習 II	2			水環境化学特別実験	4
		結晶成長特別実験 I	4			ナノカーボン分離工学特論	2
		結晶成長特別実験 II	4			ナノカーボン分離工学演習	4
		環境磁界発電特論	2			ナノカーボン分離工学特別実験	4
		環境磁界発電演習 I	2			カーボンエレクトロニクス工学特論	2
		環境磁界発電演習 II	2			カーボンエレクトロニクス工学演習	4
		環境磁界発電特別実験 I	4			カーボンエレクトロニクス工学特別実験	4
		環境磁界発電特別実験 II	4			橋梁工学特論	2
		電子材料特論	2			橋梁工学演習	4
		電子材料演習 I	2			橋梁工学特別実験	4
		電子材料演習 II	2			地域・交通計画特論	2
		電子材料特別実験 I	4			地域・交通計画演習	4
		電子材料特別実験 II	4			地域・交通計画特別実験	4
		強誘電体材料特論	2		土木ユニット	地盤環境工学特論	2
		強誘電体材料演習 I	2			地盤環境工学演習	4
		強誘電体材料演習 II	2			地盤環境工学特別実験	4
		強誘電体材料特別実験 I	4			都市計画特論	2
		強誘電体材料特別実験 II	4			都市計画演習	4
		電子物性特論	2			都市計画特別実験	4
		電子物性演習 I	2		分野共通	地盤防災工学	2
		電子物性演習 II	2			地盤防災演習	4
						地盤防災特別実験	4

航空機センサ特論	2
構造強度・振動学特論	2
航空機電気力学システム特論	2
次世代モビリティシステム・デバイス特論	2
航空機装備品認証・システム安全特論 I	2
航空機装備品認証・システム安全特論 II	2
航空機電気電子システム演習 I	2
航空機電気電子システム演習 II	2
航空機電気電子システム特別実験 I	4
航空機電気電子システム特別実験 II	4
航空機電子情報システム特別実験 II	4
航空機機械システム演習 I	2
航空機機械システム演習 II	2
航空機機械システム特別実験 I	4
航空機機械システム特別実験 II	4
航空機情報システム演習 I	2
航空機情報システム演習 II	2
航空機情報システム特別実験 I	4
航空機情報システム特別実験 II	4

纖維学専攻

織維学専攻		
科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目	織維技術士特論 織維基礎科学 織維系資格概論	2 2 2
	織維材料科学特論 テキスタイルデザイン特論 先進織維システム管理学特論 インテリア工学特論 先進織維計測学特論 織維信号解析学特論 織維文化財学特論 スマートテキスタイル特論	2 2 2 2 2 2 2 2
先進織維・感性工学分野	先進織維工学演習 I 先進織維工学演習 II 先進織維工学演習 III 先進織維工学演習 IV 先進織維工学特別実験 I 先進織維工学特別実験 II 先進織維工学特別実験 III 先進織維工学特別実験 IV	1 1 1 1 2 2 2 2
	製品生理学特論 感性計測特論 感性デザイン特論 感性情報工学特論 知能情報学特論 感性織維化学特論 衣服工学特論 身体運動科学特論 環境人間工学特論 衣環境学特論 感性工学演習 I 感性工学演習 II 感性工学演習 III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1
感性工学ユニット		1

	感性工学演習IV	1
	感性工学特別実験 I	2
	感性工学特別実験 II	2
	感性工学特別実験 III	2
	感性工学特別実験 IV	2
	インターンシップ実習	1
	インターンシップ実習	2
分野共通	繊維感性工学特論	2
	マーケティング特論	2
	English Presentation	2
機械・ロボット学分野	ナノ融合材料学特論	2
	複合材料力学特論	2
	振動解析学特論	2
	熱流体工学特論	2
	ロボット工学特論	2
	非線形制御特論	2
	計算製造工学特論	2
	電子デバイス材料学特論	2
	安全工学特論	2
	サステナブル工学特論	2
	機械・ロボット学演習 I	1
	機械・ロボット学演習 II	1
	機械・ロボット学演習 III	1
	機械・ロボット学演習 IV	1
	機械・ロボット学特別実験 I	2
	機械・ロボット学特別実験 II	2
	機械・ロボット学特別実験 III	2
	機械・ロボット学特別実験 IV	2
	インターンシップ実習	1
	インターンシップ実習	2
化学・材料分野	反応化学特論 I	1
	反応化学特論 II	1
	分子化学特論 I	1
	分子化学特論 II	1
	構造化学特論 I	2
	構造化学特論 II	1
	構造化学特論 III	1
	構造化学特論 IV	1
	構造化学特論 V	1
	機能化学特論 I	1
	機能化学特論 II	1
	機能化学特論 III	1
	機能化学特論 IV	1
	機能化学特論 V	1
	機能化学特論 VI	1
	高分子学特論 I	1
	高分子学特論 II	1
	高分子学特論 III	1
	高分子学特論 IV	1
	化学工学特論 I	1
	化学工学特論 II	1
	化学工学特論 III	1
	化学工学特論 IV	1
	化学・材料演習 I	1

化学・材料演習 II	1
化学・材料演習 III	1
化学・材料演習 IV	1
化学・材料特別実験 I	2
化学・材料特別実験 II	2
化学・材料特別実験 III	2
化学・材料特別実験 IV	2
応用生態学特論	2
保全環境学特論	2
農産製造学特論	2
資源微生物学特論	2
応用微生物学特論	2
応用昆虫学特論	2
発生生物学特論	2
蛋白質工学特論	2
家畜生産学特論	2
蚕利用学特論 I	1
蚕利用学特論 II	1
植物工学特論	2
細胞生物学特論	2
シルク加工利用学特論	2
分子育種学特論 I	1
分子育種学特論 II	1
生体材料学特論	2
育種工学特論	2
ゲノム機能工学特論	2
生殖生物学特論	2
応用生物科学特論	2
繊維状蛋白質特論	2
応用生物科学演習 I	1
応用生物科学演習 II	1
応用生物科学演習 III	1
応用生物科学演習 IV	1
応用生物科学特別研究 I	2
応用生物科学特別研究 II	2
応用生物科学特別研究 III	2
応用生物科学特別研究 IV	2
インターンシップ実習	1
インターンシップ実習	2

農学専攻

農学専攻		
科目区分	授業科目	単位
	食と緑の科学特論	2
	国際農学特論 I	2
	国際農学特論 II	2
	国際農学特論 III	2
	国際農学特論 IV	2
	国際農学特別演習 I	2
	国際農学特別演習 II	2
	国際農学特別実習 I	2
	国際農学特別実習 II	2
専攻共通科目	Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science I	1
	Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science II	1

	Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science I Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science II Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science I Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science II 海外農学特別実習	1 1 1 1 2	
先端生命科学分野	生命機能工学ユニット	基礎生命機能科学特論 生命機能科学特論 生命機能工学特別演習 I 生命機能工学特別演習 II 生命機能工学特別実習実習	2 2 2 2 2
		細胞システム科学特論 動物細胞工学特論	2 2
		細胞システム科学特別演習 I 細胞システム科学特別演習 II 細胞システム科学特別実習実習	2 2 2
		菌類共生科学特論 農環境特論	2 2
		生物共生科学特別演習 I 生物共生科学特別演習 II 生物共生科学特別実習実習	2 2 2
	分野共通	先端生命科学特論 先端生命科学特別演習 特別インターンシップ(短期) 特別研究 Advanced Study for Life Science	2 2 2 10 2
		応用微生物学特論 分子生物・遺伝子工学特論	2 2
		食品生物機能科学特別演習 I 食品生物機能科学特別演習 II 食品生物機能科学特別実習実習	2 2 2
		食料分析化学特論 食料機能解析学特論	2 2
		食料機能解析学特別演習 I 食料機能解析学特別演習 II 食料機能解析学特別実習実習	2 2 2
食品生命科学分野	食品分子機能学ユニット	食品分子機能学特論 食品機能開発学特論 食品分子機能学特別演習 I 食品分子機能学特別演習 II 食品分子機能学特別実習実習	2 2 2 2 2
		食料資源利用学特論 食品生命科学特別演習	2 2
		特別インターンシップ(短期) 特別研究 Advanced Study for Food Science	2 10 2
		動物資源生産学特論 I 動物資源生産学特論 II 動物資源生産学特別演習 I 動物資源生産学特別演習 II 動物資源生産学特別実習実習	2 2 2 2 2
		植物資源生産学特論 I 植物資源生産学特論 II 植物資源生産学特別演習 I	2 2 2

	植物資源生産学特別演習 II 植物資源生産学特別実習実習 生産環境システム学特論 I 生産環境システム学特論 II 生産環境システム学特別演習 I 生産環境システム学特別演習 II 生産環境システム学特別実習実習	2 2 2 2 2 2 2		
環境共生学分野	森林資源利用学ユニット	生物・食資源生産学特論 生物資源科学特別演習 特別インターンシップ(短期) 特別研究 Advanced Study for Biological Resources 高冷地域先端農業特別演習	2 2 2 10 2 2	
		森林資源利用学特論 木材理学特論	2 2	
		森林資源利用学特別演習 I 森林資源利用学特別演習 II 森林資源利用学特別実習実習	2 2 2	
		地域環境計画学特論 緑地環境評価学特論	2 2	
		地域環境共生学特別演習 I 地域環境共生学特別演習 II 地域環境共生学特別実習実習	2 2 2	
	山岳環境保全学ユニット	山地保全学特論 森林生態学特論	2 2	
		山岳環境保全学特別演習 I 山岳環境保全学特別演習 II 山岳環境保全学特別実習実習	2 2 2	
		環境共生学特論 環境共生学特別演習	2 2	
		特別インターンシップ(短期) 特別研究 Advanced Study for Environmental Science	2 10 2	
		生命医工学専攻	2	
生命工学分野	生命医工学専攻	生命医工学専攻		
		科目区分	授業科目	単位
		専攻共通科目	医療倫理学・社会医工学	2
			工学基礎	2
			生物学基礎	2
		応用科目	行政・企業インターンシップ研修	2~6
	生命工学分野	生命工学特論 先進応用生命科学特論 生命情報科学特論 先進生命化学特論 分子生物科学特論 学外特別講義A	2 2 2 2 2 2	
		学外特別講義B 生命工学演習 I 生命工学演習 II 生命工学特別実験 I 生命工学特別実験 II	2 2 2 4 4	
		生体医工学特論 生体流体力学特論 生体マイクロデバイス特論	2 2 2	
生物資源科学分野	植物資源生産学ユニット			

生体情報システム学特論	2
動物行動学特論	2
生体材料学特論	2
バイオメカニクス特論	2
生体応答学特論	2
生体計測学特論	2
組織工学特論	2
ロボット制御学特論	2
生物機械工学特論	2
生体電子工学特論	2
バイオハイブリッドロボティクス特論	2
学外特別講義A	2
学外特別講義B	2
生体医工学演習 I	2
生体医工学演習 II	2
生体医工学特別実験 I	4
生体医工学特別実験 II	4

地域共生マネージメントプログラム

地域共生マネージメントプログラム	
授業科目	単位
地域連携・経営学特論 I	2
地域連携・経営学特論 II	2
動植物環境共生学特論	2
食品バイオサイエンス特論	2
中山間地域管理学	2
生命産業科学特論	2
地域課題探究特論	2
地域課題探究演習 I	2
地域課題探究演習 II	2
特別研究	10

International Graduate Program for Agricultural and Biological Science

International Graduate Program for Agricultural and Biological Science	
授業科目	単位
Agricultural and Biological Studies I	2
Agricultural and Biological Studies II	2
Special Training for Agricultural Science	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV	2
Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science	2
Special Research	10

ランドスケープ・プランニング・プログラム

ランドスケープ・プランニング・プログラム	
授業科目	単位
ランドスケープ・デザイン特論	2
ランドスケープ特別演習 I	2
ランドスケープ特別演習 II	2
信州ランドスケープ特論	2
ランドスケープ特別実験実習	2
Advanced Study for Landscape Planning	2
特別研究	10

4-4 学生の懲戒について

本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する表1のような行為は、懲戒（退学・停学・訓告）の対象となります。

対象となる行為には、アルコール飲料に関すること、自動車運転に関すること、コンピューターやネットワークに関することなど、身近な行為が原因となることもあります。

また、試験でのカンニング、レポート等でのコピペ、授業出席の代返等を行った場合も、懲戒の対象となります。（主な事例は、表2参照）なお、懲戒処分を受けた場合、進級・卒業が遅れる等の不利益を被る場合があります。

【表1】

懲 戒 対 象 行 為		該当する懲戒の種類
区分	事 項	
A 学内秩序を乱す行為	① 「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）」に抵触する行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	② 本学が実施する試験等における不正行為（詳細は、別表に掲げる事例とする。）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	③ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学又は停学（無期）
	④ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤ 20歳未満の者と知りながら飲酒を勧める行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥ 20歳未満の者の飲酒行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑧ 本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨ 本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用、若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩ 本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑪ 「信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑫ 反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑬ 違法薬物（麻薬、大麻等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
B 犯罪行為	① 殺人、強盗、強制性交等、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	② 薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	④ 痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学又は停学（無期又は有期）

	(5) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	(6) 「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	(7) コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
C 交通事故・違反	① 死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	② 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	④ 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期）又は訓告

【表2】

本学が実施する試験等における不正行為の事例	単位認定の可否	
	当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない 認定しない
	許可されていないノート又は参考書等を使用すること。	
	答案を交換すること。	
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。	
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。	
	その他不正な行為と認められること。	
単位認定に係るレポート(卒業論文等含む)の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない 認定しないことがで きる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。	
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。	
他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しない ことができる	特に悪質な場合認定しないことができる
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。		

4-5信州大学における授業の出席に関する要項

(令和4年11月16日信州大学要項第82号)

第1 趣旨

この要項は、信州大学の学生の授業の出席に関し、必要な事項を定める。

第2 授業への出席

学生は、履修する授業の全ての回に出席することを基本とする。

第3 授業に出席できない場合の学修の補充

- 1 学生は、第4に規定する事由により授業に出席できない場合は、第5に規定する方法により、授業担当教員に、当該授業内容について学修の補充を受けるための申出を行うことができる。
- 2 学生から前項に基づく申出を受けた授業担当教員は、当該授業時間分の学修について補充し、当該学生が履修上不利益とならないように配慮するものとする。ただし、複数回にわたり出席できない等の理由により単位の修得が困難であると授業開講部局が判断した場合には、これを行わないことがある。
- 3 前項に規定する学修の補充は、レポートやe-Learningの活用等、当該授業の特性に合わせた方策により行うものとする。
- 4 学生が第4に規定する事由以外の事由で授業に出席できない場合の学修の補充は、授業担当教員の判断によるものとする。
- 5 学生が学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった場合等の学修の補充は、信州大学における学校保健安全法に基づく出席停止に関する要項(令和3年信州大学要項第74号)において定める。

第4 学修の補充の対象とする事由、対象期間及び学修の補充の申出に必要な書類

第3第2項に規定する学修の補充の対象とする事由、対象期間及び学修の補充の申出に必要な書類は次の表のとおりとする。

学修の補充の対象とする事由	必要書類	学修の補充の対象期間
2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。）が死亡し、葬儀等のために授業への出席が困難である場合	会葬礼状等、事実が確認できる書類	1親等の親族又は配偶者の死亡は連続する7日以内、2親等の親族は連続する3日以内
病気やけがで授業への出席が困難である場合	授業への出席が困難であることの事情及び期間が分かる診断書等の書類	病気やけがで授業への出席が困難であると認められる期間
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員の選任手続及び裁判員の職務従事のため裁判所に出頭する場合	裁判所からの呼出状又は出頭証明書の写し	移動時間を含めた、当該手続及び職務の遂行に必要であると認められる期間
災害又は公共交通機関の遅延・運休により、授業への出席が困難である場合	罹災証明書、公共交通機関が発行する遅延又は運休等の事実が確認できる証明書類	災害又は公共交通機関の遅延・運休により当該授業に出席できなかつたと認められる期間
その他授業開講部局の長が認める場合	授業に出席できない事由の概要及び期間が分かる書類	授業開講部局の長が認める期間

- 2 前項のその他授業開講部局の長が認める場合の詳細は、授業開講部局の学生便覧等において定める。

第5 学修の補充の申出に関する手続

- 1 学生は、第3第1項に規定する申出として、授業開講部局が定める申出書に第4に規定する必要書類を添えて、各部局の事務担当者に、事由の発生後できるだけ速やかに提出する。
- 2 各部局の事務担当者は、学生から提出された申出書を、学生が履修登録している授業の担当教員に送付する。
- 3 その他の手続に関する詳細は、授業開講部局の学生便覧等において定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

4-6 信州大学における大雨・大雪・暴風時の授業の取扱いに関する要項

(令和5年9月20日信州大学要項第86号)

第1 趣旨

この要項は、信州大学における大雨・大雪・暴風時の授業の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警報 大雨警報、大雪警報、暴風警報又は暴風雪警報をいう。
- (2) 特別警報 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報をいう。
- (3) 公共交通機関 鉄道(新幹線及び特別急行列車を除く。)及び路線バスをいう。
- (4) 遠隔授業 履修する学生全員に対しオンラインで実施する授業をいう。

第3 休講の決定者

各キャンパスにおける休講の決定者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 松本キャンパス 教務担当の理事
- (2) 長野(教育)キャンパス 教育学部長
- (3) 長野(工学)キャンパス 工学部長
- (4) 伊那キャンパス 農学部長
- (5) 上田キャンパス 繊維学部長

第4 休講の判断基準

1 各キャンパスの所在地域を対象とする警報が発表された場合又は警報の発表が予想される場合、第3に規定する休講の決定者は、当該キャンパス所在地域の公共交通機関の運休又は運休計画の状況を勘案して、休講措置を決定する。

2 前項に規定する休講措置を決定する時期と対象授業の範囲は次の表のとおりとする。

時期	対象授業の範囲
前日午後4時時点	翌日に開講する全时限又は一部の时限の授業
午前7時時点	当日に開講する全时限又は一部の时限の授業
午前10時時点	当日午後(夜間含む)に開講する全时限又は一部の时限の授業

3 各キャンパスの所在地域を対象とする特別警報が発表された場合、当該キャンパスにおいてその日に実施する授業を直ちに休講とする。

第5 休講措置の特例

1 第4に基づく休講措置にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、授業担当教員の判断により、休講とせずに遠隔授業を実施すること又は面接授業を遠隔授業に変更して実施することができる。なお、面接授業を遠隔授業に変更する場合には、面接授業に相当する教育効果を有する必要があることに留意するものとする。

- (1) 当該授業を履修するすべての学生に対し、休講とせずに遠隔授業を実施することについて、事前の周知を行うこと。
- (2) 当該授業を履修するすべての学生の安全及び通信環境が確保できることについて、授業担当教員が事前に確認していること。

2 各キャンパス以外の施設で行う実習等の授業は、第4に規定する判断基準を準用して授業担当教員が休講措置を決定する。

第6 学生への周知等

1 休講の決定を行った場合は、学生に対し、次の各号に掲げる方法で周知するものとする。ただし、不測の事態によりこれらの周知方法をとることができない場合は、この限りでない。

- (1) ウェブサイトへの掲載
 - ア 松本キャンパス 信州大学ウェブサイト(在学生向けお知らせのページ)
 - イ 松本キャンパス以外の各キャンパス 各学部ウェブサイト
- (2) キャンパス情報システムの「大学からのお知らせ」への掲載
- (3) 対象学生へのメール送信

2 当日の授業開始後に休講に関する周知を要する場合は、前項に掲げる方法に加え、必要に応じて校内放送又は授業担当教員を通じて周知を行うものとする。

第7 補講

休講措置を講じた場合は後日補講を行うものとし、補講日は各授業開講部局で決定する。

第8 授業への出席が困難な場合の取扱い

休講措置を講じない場合であっても、災害又は公共交通機関の遅延・運休により、学生が授業に出席できないときは、信州大学における授業の出席に関する要項(令和4年信州大学要項第82号)に基づき、必要な措置を講ずる。

附 則

- 1 この要項は、令和5年9月21日から実施する。
- 2 台風・大雪等における授業及び試験の取り扱いについて(平成21年12月16日教育研究評議会決定)は、廃止する。

4-7 信州大学繊維学部、信州大学大学院総合理工学研究科修士課程繊維学専攻進級に関する申合せ

(令和2年2月20日 教員会議決定)

(趣旨)

第1 この申合せは、信州大学繊維学部（以下「繊維学部」という。）、信州大学大学院総合理工学研究科（修士課程）繊維学専攻（以下「修士課程」という。）の学生の進級に関し必要な事項を定める。

2 繊維学部においては、4年次への進級判定（各学科等が別に定める進級に必要な最低修得単位数等のカリキュラム上の条件に対する判定をいう。以下同じ。）のみ実施することとし、修士課程においては、進級判定は実施しないことを前提とする。

(進級の時期)

第2 進級の時期は、4月1日又は10月1日とする。

(進級条件)

第3 上位の学年への進級条件は、在籍年次に12ヵ月以上在学（休学期間及び停学期間を除く。以下同じ。）することとする。

2 繊維学部4年次への進級については、前項の在学月数を満たし、かつ、各学科が別に定める進級に必要な条件（最低修得単位数等のカリキュラム上の条件）を満たした者を対象とする。

(年度途中に進級した者のガイダンス及び履修)

第4 年度の途中において進級した者は、学科等が行うガイダンスを受けるものとし、当該者が履修できる授業科目は、学科等の定めるところによる。

(繊維学部4年生への進級判定)

第5 繊維学部4年生への進級判定は、学年末及び前期末に実施することとし、進級判定が可能となった直後の学科会議に諮った後、教員会議で決定する。

2 進級判定の対象者は、繊維学部3年生のうち、当該学期末時点において3年次に12ヵ月以上在学した者のみとする。

(雑則)

第6 この申合せにより難い事案が発生した場合は、学務委員会において審議の上、決定する。

2 進級に関する事務は、学務グループ（学務係）において処理する。

附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者のうち、令和2年4月1日付で1年次に在籍する者については、『学修便覧』において定めた「2年次への進級要件（単位数）」は廃止するものとする。（令和2年10月1日以降は、第3項の進級条件を満たせば進級する。）
- 3 10月進級に関する申合せ（繊維学部）（平成13年3月27日（火）教官会議決定）は、廃止する。

令和5年12月20日

学長 中村 宗一郎

■信州で学生・教職員が未来を共創するためのバックボーン

信州大学は、創設時から70年以上今日まで信州の豊かな自然のなかで、その歴史と文化・人々の営みに寄与し、信州と共に歩み続けています。

これまでの歩みが持つ意味・意義を自覚し自信と誇りとし、これから豊かな地域・我が国、そして世界に向かって、本学の学生・教職員の皆さんのが、この信州で「縁」あって共に在ることの意味・意義、バックボーンが必要とされています。

■『信大コンピテンシー』について

「信州大学の理念」(<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/philosophy/mission/>)を集約する形で、このたび『信大コンピテンシー』を次のように定めました。

【信大コンピテンシー】

信州という美しい環境で、人を敬い自然を愛しつつ、豊かな未来を切り拓く力を身につけている。

■『信大コンピテンシー』は、大学での営み全体を通じて育れます！

信大コンピテンシーは、大学における全ての営みを通じて育まれるもので。学生の皆さんでしたら、授業を中心とする学修はもちろん、課外活動や学外での活動などを通じて育れます。教職員の皆さんでしたら、大学での様々な取組みを通じて育れます。

信州大学に集う学生・教職員の皆さんのが、豊かな未来を共創するために、本学での全ての営みを通じて、『信大コンピテンシー』を育んでくださることを期待しております。

【参考】中期目標・中期計画(4)-1

「各学部における専攻分野の教育及び全学的なりべラルアーツ教育の充実に取り組む。また、学生が自らの学修成果を適切に把握して主体的に学びを深めていくための仕組みとして「学びの履歴書」(ディプロマ・サプリメント)を発行し、学修成果の可視化を行う。これらの取組により、持続可能な社会を実現するための課題に取り組む能力等である「信大コンピテンシー」を有する学生を養成する。」

4-8信州大学の学修・教育におけるAI活用に関するガイドライン

国立大学法人信州大学教育企画委員会（令和5年7月21日承認）

学生・教員共通

【AIの活用】

人類とAIが共創する社会に向けて、授業等の学びの場でAIを活用しましょう。

【情報保護の徹底】

個人情報や守秘義務のある情報等の保護を徹底してください。AIの中には、入力された情報を蓄積し再利用するものがあり、情報が外部に漏れる可能性があります。

【著作権等保護の徹底】

著作権等の侵害にならないように注意してください。AIの出力と自らのアイデアを区別し、必要に応じて適切な引用を行ってください。AIの出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かず当該の出力を用いると剽窃に当たる可能性があります。

【情報収集の必要性】

AIと学びに関する情報収集に常に努めましょう。AIは急速に進化していますので、新たな問題が短期間で現れてくる可能性があります。

学生

【批判的判断の重要性】

AIの出力が正しいとは限らないことに注意してください。AIの出力が本当に正しいのか、別な見方や考え方があるのでないか、筋道立てて考えているか等、常に批判的に考察することが、あなたの知的な成長につながります。

【授業達成目標に適した活用】

授業達成目標に適した活用を心がけてください。自分の解答をAIに委ねるなど、あなたの学びを妨げないようにしてください。

【授業ルールの遵守】

授業ごとに定められるルールに従ってください。教員は授業達成目標や授業内容に応じてルールを定めることができます。学びの効果を高めるための配慮ですので、教員の指示に従ってください。

教員

【授業ルールの公開・周知】

授業達成目標や授業内容に応じて必要なAI活用ルールを定め、周知してください。その際には、活用の範囲や条件を具体的に示してください。

【評価方法の工夫】

必要に応じて、AI活用を前提に、AIだけでは解決できない課題設定を検討してください。

【AI活用方法の提案】

AIの活用法をそれぞれの学術分野で探究し、学生にAIに対する理解を深めるよう求め、有用な活用方法を伝えてください。

2024年4月発行

発行・編集 信州大学繊維学部 学務グループ

〒386-8567 長野県上田市常田 3-15-1

連絡先 TEL (0268) 21-5320